

食品に関するリスクコミュニケーション（札幌）

日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会

平成16年10月8日(金) 13:30～16:24

札幌プリンスホテル国際館パミール

主催：内閣府食品安全委員会

午後1時30分 開会

(1) 開会

司会(西郷) それでは、定刻になりましたので、これから意見交換会を始めたいと思います。

本日は、お忙しいところをわざわざお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会」を始めさせていただきます。

私、本日の進行係を務めさせていただきます内閣府食品安全委員会でリスクコミュニケーションを担当しております西郷と申します。よろしくお願いいたします。

(2) 開会挨拶

司会 それでは、意見交換会に先立ちまして、食品安全委員会の寺田雅昭委員長よりごあいさつを申し上げます。

寺田 食品安全委員会の寺田でございます。

本日はよくおいでくださいました。どうもありがとうございます。

「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会」を始めるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

私どものところに13の専門調査会がございますが、その中のプリオン専門調査会で、プリオンの専門家が集まってずっと議論してくださったものをまとめて、9月9日に食品安全委員会です承した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ - 」が、本日の課題でございます。

後からもう少し詳しく申し上げますけれども、7月16日に「中間とりまとめ」の「たたき台」として出まして、その後、それをもとに専門調査会の先生方が議論をされ、8月4日に東京でこのような意見交換会をいたしまして、その「たたき台」につきましてご意見をいただいて、それを参考にして、また8月6日に食品安全委員会を開いた。その後、また8月24日に今度は大阪で意見交換会をやりまして、最終的に9月6日に専門調査会で「中間とりまとめ」という形でとりまとめを行ったということで、9月9日に専門調査会から私どものところに上がってきたものを了承した。その結果を広く国民の皆さんにお知らせするとともに、関係省庁にもその内容をお知らせしたということでございます。

そして、東京、大阪、名古屋、岡山、福岡、北海道、日本の各地でこの「中間とりまと

め」について意見交換会を行って、いろいろなご意見をいただいているところでございます。

ご存じのとおり、昨年7月1日から新しくスタートいたしました食品安全委員会は、リスク分析という考え方を取り入れて、私どものところは評価をする。食に関しましては農林水産省、厚生労働省、あるいは場合によりましては環境省も含めまして、そちらが管理機関で、管理と評価を分ける。これは2001年に起きましたBSEの問題が1つのきっかけになりまして、管理と評価を分けて、科学的、客観的に独立性を持って評価する。管理の部門は、部門としては非常に大きくて力も強く、どうしてもそちらに引っ張られるところもありますので、まず科学的な評価をきちっとやっていこうというのが1つの考え方で、これはヨーロッパを初め、食品の安全行政をやる上での1つの考え方になっております。

リスク分析の中で大変大事なのはリスクコミュニケーションで、これは国民の皆さんと生産者、いろんな方が意見を交換して、必ずしも賛成するということではないですけれども、同じ情報を共有しながら物事を進めていくということになっておりまして、この意見交換会もリスクコミュニケーションの1つでございます。特にこのBSEの問題は、先ほど申し上げましたように、この委員会ができた1つのきっかけでもございますし、国民の関心も大変強うございます。このとりまとめの内容をご理解していただくと同時に、いろいろなご意見をいただきまして、今後の私ども委員会における対策、すなわち、これはわかりませんが関係行政機関からリスク評価があった場合に、参考にさせていただくということでございます。

少し長くなりますけれども、BSE問題につきましては、先ほどから言っていますように、去年の7月1日に食品安全委員会ができて、専門調査会としては最初に、8月にプリオン専門調査会を立ち上げました。といたしますのは、こういう新しい食の安全の枠組みができましたのは、もちろんO157とか、組み換えDNAとか、いろんな問題がございますけれども、直接のきっかけになったのはやはりBSE問題だということで、8月に立ち上げまして、日本のBSE問題について議論をしていこうじゃないかということで、議論をずっと始めてまいったわけです。

2月までの間は肉骨粉の問題だとか、背根神経節の問題などの議論をしてまいりました。2月に入りまして、もう少し一般的なBSEの問題をやるということで、日本のいろんな材料、資料を集めたり、外国の専門家とか人を呼んでいろいろと検討してきた。その結果が、先ほどいいました7月16日にまず「たたき台」をつくって、「中間とりまとめ」がで

き上がっていったわけです。

結局、全頭検査、全頭検査とよく話がございませうけれども、全頭検査を3年間やって、350万頭の貴重な検査結果、非常な努力の結果で手元にそういうデータがあるので、それを1つのもとにしていろいろと検討するというので、それ以外に、当然ご存じだと思いますが、非常に大事な、危険部位を取り除くことはちゃんと行っているかとか、トレーサビリティはちゃんといっているかとか、飼料の規制がちゃんといっているかとか、管理側はどういうことを注意しなくちゃいけないのだろうかというようなことを、客観的に事実を書くということで、「中間とりまとめ」をやっていただきました。

その結果、いろんな条件はありますけれども、現在の日本における人に対するバリエーションCJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）のリスクの予測ができた。それから、先ほど申しましたように、現在の対策について事実をきちっと記載したということでもあります。

本日は、まずプリオン専門調査委員で活躍していただいております山本先生から、とりまとめに至った背景や経緯、「中間とりまとめ」の内容につきましてご講演をいただき、その後、会場の皆様と意見交換を行い、この問題につきまして議論を深めていければ大変ありがたいと思っております。

先ほどもいいましたように、皆様からいただきました意見などを今後の私ども食品安全委員会の審議の参考にさせていただきたいと思っております。

少し長くなりましたが、私のあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

それでは、お手元の資料の確認だけさせていただきます。

水色の封筒の中に入れてございますが、最初に「配布資料一覧」という紙が入っております。大体これに書いてあるのでございますけれども、その次に「議事次第」、「出席者名簿」、その後の皆様との意見交換をするときの「座席表」でございます。

その次に、これからのご講演でここにスライドが映りますけれども、そのスライドを打ち出した講演資料（講演スライド）というもの。資料1が「中間とりまとめ説明資料」でございます。資料2が「中間とりまとめ」の本文でございます。議論しやすいように行番号が振っております。それから、参考といたしまして、厚生労働省の「国産牛肉のBSE対策」という資料、農林水産省の「BSE根絶のための飼料規制について」という資料。

それに、1枚紙の表裏でございますけれども、アンケートがございますので、お帰りま

でにご記入いただいて、お出しいただきたいと思います。今後の参考にさせていただきたいと思います。それから、傍聴の注意書きの紙。食品安全委員会の小さなリーフレットでございます。今、委員長が話したリスク管理とリスク評価を分離するとか、専門調査会はどのようなものがあるかというようなことが書いてございます。

ご参考でございますけれども、食品の言葉はいろいろと難しいのがございますので、「食品の安全性に関する用語集」と、その正誤表。

「食品安全」創刊号と書いてございます。私どもホームページしか情報がなかなかないというふうなことでご批判を大変賜ったのでございますけれども、今年7月に紙の媒体も、少ないのですが、用意させていただきました。これを見ていただくと、リスク分析のことがいろいろ書いてございます。最後に、ピンク色の「食品安全」特別号がB S Eの特集になってございます。「中間とりまとめ」をもうちょっと易しくかみ砕いていうとどうか、座長の吉川先生のインタビューとか、その他いろいろ図示してございますので、ご参考にさせていただければと思います。

資料は以上でございますが、何か不足のものがあれば、係にお申しつけください。

本日の意見交換会の進め方でございますが、お手元の議事次第をごらんいただけますでしょうか。

今、委員長のごあいさつがございましたが、この後、プリオン専門調査会における調査審議の経緯と「中間とりまとめ」につきまして、プリオン専門調査会の山本茂貴専門委員に40分ほどで説明をいただきます。

その後、ここをちょっと模様がえいたしますので、若干の休憩をいただいて、その後、皆様方との意見交換をしたい。最後に、小泉委員からごあいさつ申し上げて、閉会ということにさせていただきたいと思います。閉会の時刻は一応4時を予定してございますので、議事進行にご協力いただければと思います。

それでは、早速でございますが、講演に入らせていただきたいと思います。

山本茂貴プリオン専門調査会専門委員、よろしくお願い申し上げます。

(3) 講演

プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び 「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について 中間とりまとめ」などについて

食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員

山本 茂貴

(パワーポイント1)

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきましたプリオン専門調査会の委員をやらせていただいております国立医薬品食品衛生研究所の山本と申します。

スライドは、お手元にあります「講演資料」というスライドを打ち出したもの、これに沿ってずっと出てきますので、ご参考になさっていただければと思います。

今回の「中間とりまとめ」に至ります経緯と中身について、議論の内容も含めて、なるべく記憶にある限りのことをご説明できればと思っております。一部専門用語等入りましてわかりにくいところがあるかもしれませんが、どうしても説明の都合上、専門用語を使わざるを得ないところがありますので、ご了承いただければと思います。

(パワーポイント2)

早速でございますけれども、スライドでお示ししておりますのは、先ほど寺田委員長からご紹介いただきましたように、プリオン専門調査会の開催とその討議の内容について記しております。

これは最初にBSE全般について議論をしていくんだということで、昨年8月に第1回の会合が行われました。その席でも、やはりBSEというものについての議論を深めていくことが必要であるということが既に出ておりましたが、2回から3回にかけては、管理措置としてのアルカリ処理をした肥料とか牛受精卵の輸入といったような個別の問題について議論をせざるを得なかったところもありまして、第4回あたりから、全体的にBSEの問題について議論を深めていくということになりました。

5回、6回、そこのあたりで外国からの情報を得るということ、それからOIEの小澤先生の方からのお話をいただいたりとか、事細かにといいますが、その全体像を知ることによって、我々としても新たな知見等を含めて勉強をさせていただきました。

その後、実際のリスク評価に向けての議論を行ってきたわけですが、まず初めに、E Cにおいてどのようなリスク評価がされたのかということを検討いたしまして、それから、日本のv C J Dのリスク、B S E対策についてまた議論を行いました。さらに、第11回、これは実際にと畜場での管理措置がどのように行われているかということ厚生労働省の方、それから農林水産省の方の管理側の方からの状況を聞きました。

そして、先ほどお話がありましたけれども、7月16日、この「たたき台」ということで皆様方にお示ししながら議論を進めていき、最終的には9月6日に、我々の「中間とりまとめ」として報告をいたしました。9月9日、最終的には「中間とりまとめ」が食品安全委員会において承認されたということでございます。

(パワーポイント3)

この「中間とりまとめ」は、厚生労働省及び農林水産省に対して通知をされておりますし、このようなリスクコミュニケーションの場におきましてもそうですが、皆様にも深く理解していただくように努めているところでございます。

(パワーポイント4)

「中間とりまとめ」の構成はこのような形になっております。

(パワーポイント5)

初めに、なぜこういうふうにしてきたかといいますと、我が国のB S Eが初めて確認されてから3年経過した時点で、これまで得られた科学的な知見、データを踏まえて、牛から人へのB S E病原体の感染リスクの低減効果がどうだったのかということ、特に我が国のB S E対策について、管理措置の検証を行うということが目的として挙げられました。検討する内容には、当然牛から牛へB S Eが広がっていくということで、その広がり方をどういうふう防止してきたかということを検討することと、もちろん食品からということですので、牛から人へという感染のルートを検証する、またそれがどのように防止されるかということも考えていこうということです。その低減効果等を考えて評価していくということなんですが、最近の知見としましては人から人へということも報告が出てきておりますが、食品安全委員会での専門調査会ということで、食品に由来する人へのリスクということを考えて、今回の「中間とりまとめ」の中には牛 - 牛の広がりや牛から人へのリスクということを中心にとりまとめたてあります。

(パワーポイント6)

「背景」としまして、このB S Eが牛から牛へ回っている間にはそう大した問題にはな

らなかったわけですが、変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病が出たことにより、それが大変な問題となったわけです。実際にBSEの病原体によって変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病が発生するのではないかということが強く考えられるようになったということで、この問題が表面化し、大変な問題となってきたことは、皆さんも既にご存じのことと思いますが、ではこれまでのことで科学的な知見としてどういうことがわかっていて、また、わからないことは何なのかということをはっきりさせることが大変重要だと考えております。

(パワーポイント7)

そこで、まずBSE発生ということをどのようにとらえるかということで全体像を見ていかなければいけません。最初に、世界中でどのように発生したのかということであり、23カ国で18万8760頭。これはOIE(世界獣疫事務局)から発表されているわけですが、やはり最初に確認された英国で最も多く、アイルランド、フランス、ポルトガル等、世界中23カ国で確認がされているということでございます。

日本では現在まで11頭。これは「中間とりまとめ」の時点で11頭ということで、熊本で最後に見つかりました12頭目が入っておりませんが、現在12頭が確認されているということです。9月に1例目が出てから、と畜場で検査によって見つかったのが10頭、これまでに350万頭を検査しております。それから死亡牛検査というものが始まっておりまして、これは約7万頭を検査した中で1頭が見つまっているということでございます。

この見つかった中で、特に8例目と9例目。8例目が23カ月齢で見つまっているわけですが、特別な形といえますか、今までとちょっと違う形で見つかつてきている。エライザ法によって発見はされるのですが、ウエスタン・プロット法による確認においても、今までと若干違う酵素による分解のされ方が異なっているパターンのものが見つまっているということです。そういった意味で、非定型的なBSEと考えております。

それから、9例目は一応ほかの今まで見つかったものとほとんど変わらないパターン、ウエスタン・プロットのパターンを示すわけですが、そのパターンを見ておきますと、量的な問題ということが若干あるように思います。といいますのは、異常プリオンのたんぱく質の量として定量的に考えてみますと、通例見つかるものの1/500~1/1000ぐらいのものであったということで見つかってまいりました。

(パワーポイント8)

これらが日本での発生ということですが、実際にBSEの様態といえますか、どのよう

に異常プリオンが蓄積していくかということについて、なかなか詳しいデータというものがありません。ただ、これまでの知見をまとめてみますと、潜伏期間としては5年程度、ほとんどの場合が4～6年ぐらいで発症が起こっている。

潜伏期間としては、牛の個体差であるとか、最初の感染時の異常プリオンたんぱくの暴露量によって異なると考えられております。それから、日本で確認された11頭の月齢としましては、若齢のものが2例あったということがこれまでの検査での特徴といえますか、そういったことがわかってきているのと、ほかの10例もそうなのですけれども、大体70カ月を超えて発症している。60カ月齢以上で発症しているということですね。

ただし、と畜検査の一環として見つかってきている牛については、典型的なBSEの症状を出しているものはいなかったということでもあります。

(パワーポイント9)

プリオンの分布の様式ですが、時間的にどのように蓄積していくかというのは非常に難しいものがあります。ただ、一応ヨーロッパの方で感染実験というものが行われておりますが、頭数は非常に少ないですけれども、そこから得られた知見として、経口感染試験によって回腸の遠位部において、投与後6～18カ月で見つかるということ。それから、扁桃にも見つかるということです。それにおくれまして、脳や脊髄、背根神経節及び三叉神経節といった神経、中枢神経から末梢神経のそういったところで見つかる。末梢神経の一部には見つかりませんが、だんだん中枢部へ上がってきているということです。32カ月～40カ月。それから、臨床症状が出てくるのは、潜伏期間の終盤で感染が進んでくるときに見つかるということと考えられております。こういったものの部位というのはほとんどが、この示しました中を足しますと99%といった形です。

ただし、これらのデータというのは数頭、多くても3頭とかそのような頭数の実験から来ているということです。それから、組織の中にたまっている異常プリオンを見つけるときも検出限界ということが問題になります。ですから、それらがどの程度であるのかということも考えなければいけないと考えております。

また、最近わかってきているのは、非常に少ない脳のサンプル、組織を投与したということでも感染源になるということがわかってきている。その辺のメカニズムについて、これからもう少しさらに研究が進められる必要があると考えております。

(パワーポイント10)

先ほどの特定危険部位というところでありまして、脳、眼球、背根神経節、脊髄

から神経が出ていくところにあるわけですが、扁桃、回腸の遠位部、こういったところに主に異常プリオンが蓄積しているということがわかっています。ですから、これらを合わせますと約 99.4% ですか、それぐらいになるということになります。

(パワーポイント 11)

ここまでは BSE そのものの総括ですが、変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病というものがどのように発生してきたかということで、これは全世界で 157 人がこれまで確認されております。英国では、やはり一番多く 147 名。その他、フランス、イタリアとありますけれども、フランスやアイルランド、カナダ、米国で見つかった方というのは、フランスの 1 人とともに英国の滞在歴があるということです。そういうことから、自国で感染したのではないということがわかっています。日本では幸いなことに報告はありません。

(パワーポイント 12)

vCJD の潜伏期間と最少発症量ですが、現在、牛においても最少発症度とかそういうことが問題になっておりますが、人でどうであるかということについてはほとんどわかっていないというのが現状だと思います。本当は、人体内でどのように BSE プリオンが中枢神経へ伝達していくのかというメカニズムなんかを時間経過とともに考えていかなければいけないのですが、潜伏期という問題でいえば、仮説として数年から 25 年といったように幅が広いということでもあります。

ご存じのように、日本でも BSE が発生するというか、検査でつかまってきているという状況から、規制がかかる以前に暴露された危険性というのが考えられるわけですが、そういったものからも、日本で将来絶対発生しないかということ、それは保証できないわけですが、可能性としてはどの程度というのはなかなか難しいと考えております。

それから、vCJD を発症する BSE プリオンの最少量もよくわかっておりません。また、反復効果、何回も繰り返し食べたときにどういう蓄積をするのかということについてもわかっていない、非常に不明なことだらけであるということはいえると思います。

(パワーポイント 13)

ただ、その中でプリオンたんぱくには、遺伝子のコドンといいますが、その並びがありまして、その 129 番目に 3 つのタイプがある。メチオニン/メチオニンの型とバリン/バリン、それからメチオニン/バリンという並び方があるわけですが、メチオニン/メチオニンの人でよく見ついているということでもあります。

それから、英国や欧州の約 40%がメチオニン/メチオニンのタイプなのですが、英国の患者さんはほとんどがメチオニン/メチオニンのタイプ。ただ、最近、輸血を介して感染したという例で、メチオニン/バリンの型が見つかっております。その理由というのがなかなか難しいのですが、仮説としてもメチオニン/メチオニンの型が高いのか、そういった型は潜伏期間が短いのかということですが、それはよくわかっておりません。日本人にとっては、これはメチオニン/メチオニンが 90%ですので、ほとんどが考えられる感受性を持っていると思われまます。

(パワーポイント 14)

今までの B S E の知識、v C J D に関して余りよくわかっていないことが多いわけですが、それをまとめた上で、プリオンによる v C J D のリスク評価ということを行っていくことになりました。我が国の B S E 対策の評価はどうしたらいいかということで、なかなかその患者がない状況でそれを推計するというのは非常に難しいわけですが、英国での試算をもとにして、人の B S E 感染リスクを求めてみようではないかということになりまして、それを基本に行ってまいりました。

(パワーポイント 15)

過去に入ったリスクということで、規制がかかる前に食物連鎖に入った B S E の感染牛がいる。それらがどのような形で人のリスクに絡んでくるのかということを考えるということ。それから、将来発生する B S E の感染牛としてどれぐらいのものがいるのかということのを 1 つ推定してみる。

やり方としては、非常に単純なモデルの形としては、比例計算しか行っておりませんが、英国での推計から日本の人口を当てはめて推計していく。先ほど申し上げたメチオニン/メチオニンのタイプが 90%あるということから、若干補正を行っております。

(パワーポイント 16)

そうしますと、これは結果だけをお示ししているわけですが、英国で感染牛と推計されているもの、これは発症したものではなくて、異常プリオンに暴露されたと考えられる牛が約 100 万頭という推計があります。それから、さまざまな仮説に基づいて、英国でのバリエーションのクロイツフェルト・ヤコブ病の発生数、これを考えているわけですが、最悪の場合でも 5000 人ぐらいが出るだろうと考えられます。

日本ではどうかということですが、推計結果として 5 頭 ~ 35 頭ぐらいのものが考えられるということから、この単純比例計算で 0.1 ~ 0.9 人ということになったわけです。恐らく

この値というのは、対策をとる前に暴露されたものとして考えてこれぐらいですが、今後の暴露といいますのは対策がとられた上であるということですので、その対策によってほとんどの危険部位が取り除かれていますから、今後はその暴露自体が起こってくるというのは非常に低くなっているだろうと思っております。

(パワーポイント 17)

やり方を若干ご説明しておきますと、これは2001年の10月以前に、対策をとる前にBSE感染牛がリスクとして入っている。これは推定値として、最大5頭と推定したということで、先ほどの5という数字が出てきたわけです。

それから、今後発生するBSE感染牛の予測として、農林水産省の疫学調査検討チームの報告書においては30頭という値が出ておりますことと、それから、上記報告書以降に発生したBSE感染牛4頭を考えた上で計算をしたところ、最大60頭ぐらいが出るだろうということで考えております。

(パワーポイント 18)

それから、もう1点の試算のやり方としては、出生年度といいますか、この間に出生した牛から見つかっているということです。そういったことから、この感染牛の推計に、ある年のと畜頭数を掛けまして、それで推定されるBSE感染牛を計算したというやり方があります。

(パワーポイント 19)

それで単純に比例計算を行ったわけですが、英国でのVCJDの推計数と英国の感染牛の比例を日本の感染牛に当てはめて、この割合を掛けた。あとは、M/M型の割合を補正して、最終的に0.1もしくは0.9人という試算が出てきたということでありませう。

(パワーポイント 20)

では、現在どういうリスクになっているのだろうかということですが、これも定量的にお示しできれば大変よかったです。なかなかその作業が進んでおらず、この場合は定性的にさまざまな条件から評価されるということで、現在のBSE検査、それからSRMの除去、これが適切に実施されていけば、そのほとんどが排除されているということから、相当低いものであると考えられています。

(パワーポイント 21)

発生防止対策はどのようなものが今まで行われてきたかということでありませうけれども、当然、肉骨粉、この中にBSEの異常プリオンが入っているということで、それを使わな

いようにしようということで、輸入を禁止しておりますことと、それから生体牛も当然入ってこない。発生国からは、そういった肉と肉骨粉、牛そのものが入ってこないです。現在では、特定部位をと畜場で除去することと肉骨粉等の汚染防止、それから飼料への使用の禁止。こういったものは全部焼却するという方向で措置がとられているわけです。当然、と畜検査の一環としてBSEのエライザ検査を行っているということです。

(パワーポイント22)

管理措置において、これまで対策をとってきた中でSRMの除去とBSEの検査、こういったものが直接的にはBSE感染リスクを低減化させるということに大きく貢献しているものと考えております。BSE発生対策として、根絶するためといいますか、BSEがまずなくなることには人への危険というものがとまらないわけですので、その対策として飼料の管理、規制というものが非常に大事になってくると思われまして、今後はやはりトレーサビリティのシステムを充実させて、生産履歴でありますとか、その飼養の履歴、そういったものを取りながら安全な牛を生産していくことが必要になってくるかと思えます。

それから、リスク牛の検査として、リスク牛といいますのは、農場での死亡牛等、それから何らかの神経症状を呈している牛ということになりますが、そういったものの検査は今後とも実施していくことが重要だと考えられます。

(パワーポイント23)

現在と畜場においてBSEの検査をやっているわけですが、BSE感染牛を食物連鎖から排除するという意義。それから、もう1つは、BSEの汚染の程度を把握して、サーベイランス的な意義というものも持っているわけです。ただ、基本的には食肉の検査でありますので、危険なものを食品として流通させないように排除するという意義が第一義的にあると考えております。

(パワーポイント24)

ただ、検査には限界というものがあります。現在は、エライザの検査を行っているわけですが、そういった抗体によって異常プリオンをつかまえることについては、検出限界というものが存在します。非常に微量で、抗体検査によってひっかからないような量というものは陰性となるわけですが、それ以下の感染性を持ったプリオンがどの程度潜伏期間として存在しているのかということに関しては、検出限界以下であればそれを陰性として、検査によってそれを排除するということはできないわけです。ですから、潜伏期間

にある B S E 感染牛をすべて摘発、排除ということは難しいということがいえると思います。

(パワーポイント 25)

もう 1 点は、検出可能な月齢ということで議論がなされたわけでありませけれども、これにつきましては英国によって感染試験が行われているということがあります。経口投与後 32 カ月ごろに検出限界以上の異常プリオンたんぱく質が蓄積するというような事実。それから、と畜場において、これまで 350 万頭を検査してきたわけですが、10 頭の感染牛が確認された。そのうちの 2 例は若齢の牛で見つかったわけですが、異常プリオンたんぱくの量としては非常に微量であったろうと思われま。ですから、事実としては 21 カ月で見つかったということ。

20 カ月齢以下についてはいろいろな議論がありまして、この中で、本文中には「20 ヶ月齢以下の感染牛を現在の検査で発見することは困難であると考えられる」という表現をとっておりますが、実際には、どの時点で検出限界を超えて上がってくるのか、異常プリオンが蓄積されるのかということについては、まだまだ知見が足りないと考えてありまして、委員の中でも議論がありました、この表現に関しても。最後の結論の中にはこの表現は入っておりませし、さらに、20 カ月齢以下で見つからなかった理由として、やはり蓄積の量の問題だろうと。ですから、検査をしてもほとんど見つからない量しか蓄積していない場合には見つからないということですので、これまでの検査においては 20 カ月齢以下で見つからなかったということです。

英国ではこういった 20 カ月の発症例というのはあるのですけれども、これが直ちに B S E で 20 カ月を切るとか切らないという議論には結びつかないのではないかと考えま。実際には、このあたりの定量的なリスク評価というものが今後必要になってくると考えてありませし、若い牛でのそういったプリオンの蓄積の状況、それから、それがどのような感染性を持っているのかというものを今後さらに詳しく検討していく必要があると考えてありませ。

(パワーポイント 26)

現在の検査法では検出限界というのがありますので、さらなる検査法の開発ということも必要なわけですが、生体検査で見つかるということが 1 つの期待ではありませ。それにしましても、もう 1 つは S R M、特定の危険を確実に除去するという。それから、それによる交差汚染、B S E 感染牛の摘発はできないにしても、S R M による汚染を

ほかに広げないという措置、こういったものが今後の対策としては非常に必要なのではないかと考えております。

(パワーポイント27)

S R Mの除去によるリスクの低減ということで、危険部位に99%が集中しているわけですので、これを食物連鎖から排除するということで、v C J Dへのリスクというのは低減化されるというふうと考えられると思っております。

そうはいいまして、S R Mの除去がどの程度完全に行われるかというのが1つの懸案事項といえますが、現時点で、脳、脊髄、頭部を含めて除いているわけです。眼球と回腸の遠位部、そういったものも除かれています。

(パワーポイント28)

99%がそこにあるわけですが、現在と畜においては方法によって、ピッシングといわれる、脊髄破壊というものが行われておりますので、それについては今後も検討する必要がありますし、スタンガンによって、と殺を行うということにおいては、枝肉汚染の可能性というのが指摘されておりますので、今後のリスク低減措置としての解体時のやり方、これをさらに詳しく検討する必要があると思っております。

問題は若干残っておりますけれども、それにしましてもS R M、特定の危険部位を除くということで大いにリスクを低減化させているということには違いのないわけですので、これは今後も維持していくべきであると思われまます。

(パワーポイント29)

それから、もう1つ、B S Eの検査についてですが、現在の検出限界をもって検査を進めていくことになると、それが直接B S Eを排除することにどの程度役立っているかということになります。これはやはりS R Mの除去と検査というものが両方あって維持をしてきたのだらうと考えております。

しかしながら、検査の限界以下の牛が検査から逃れて出てきている、そういうことがあったとしても、このS R M除去を続けることによってその牛のリスクを排除できると考えておりますので、検査そのものが直接的にすべてを排除できるとは考えておりませんし、S R Mの除去というものをあわせて今後も続けることが非常に重要だと思われまます。

(パワーポイント30)

結論は、簡単に申し上げますけれども、「今後、人のB S E感染を起すリスクは、現在のS R M除去及びB S E検査によってほとんどが排除されると推測」されます。

(パワーポイント 31)

それから、「検出限界以下の牛を検査対象から除外しても、SRM除去措置を変更しなければ、vCJDリスクは増加しない」と考えられます。さまざまな議論がございますが、BSEの感染牛というのは潜伏期間のどの時期から発見されるのか、そういうことが可能なのかということ、それが何カ月齢の牛に相当するのかということについては、知見は断片的なものでございますし、今後も定量的なリスクアセスメントを行っていく必要があると考えております。

(パワーポイント 32)

検査法については、検出限界の改善を含めて研究が進められていく必要がありますし、20カ月齢以下の牛に由来するリスクの評価については、今後さらに検討していく必要があると考えております。

それから、何度も申し上げておりますように、SRM除去はBSE感染リスクを低減するのに非常に有効な手段でありますし、またBSEをなくすためにも、飼料の規制の実効性、そういうものが必要であろうと考えております。

(パワーポイント 33)

以上、簡単にご説明させていただきましたけれども、BSEの問題というのは食品の問題の中でも、安全・安心に関する問題として社会的に大変影響の大きい問題ですので、我々としましても、今後も科学的な知見に基づきながら定量的なリスク評価ということが続けていきたいと思っておりますし、また、それを皆様方にお示ししながら、よりよい方法とこのを一緒に考えていきたいと考えております。

これで私の説明にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会 山本先生、どうもありがとうございました。

では、すぐに議論に入りたいという方もいらっしゃるかと思いますけれども、若干模様がえをさせていただきますので、ここで休憩に入りたいと思います。今2時21分ぐらいでございますので、2時半から始めたいと思います。2時半までにお席にお戻りください。では、休憩に入ります。

休 憩

(4) 会場参加者との意見交換

司会（西郷）では、これから皆様方と意見の交換を進めてまいりたいと思います。

これからの意見交換の中で、いろいろご質問等があった場合に対応するという事で、こちらに並んでいるメンバーをご紹介します。

まず、真ん中ですが、先ほどごあいさつ申し上げました食品安全委員会の寺田委員長でございます。

その向かって右隣が、小泉委員でございます。

寺田委員長の左になりますが、先ほどご講演いただきましたプリオン専門調査会の山本専門委員でございます。

同じくプリオン専門調査会の堀内専門委員、北海道大学の教授をされております。

それから、一番端の方になりますけれども、きょうは管理措置担当の厚生労働省、農水省にも見えていただいております。

最初に、厚生労働省の松本大臣官房参事官でございます。

農林水産省の濱本飼料安全管理官でございます。

私ども食品安全委員会事務局から、事務局長の齊藤でございます。

それから、評価担当の村上評価課長でございます。

私、西郷でございますが、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今から意見交換を始めます。まず、進め方でございますけれども、今ご説明があったとおり、内容が非常に多岐にわたっておりますので、幾つかのセクションに分けて議論を進めていきたいと思っております。

最初に、きょうは「中間とりまとめ」についての意見交換ということでございますけれども、最近、BSEの問題につきましては、「中間とりまとめ」だけでなく、アメリカの問題でございますとかその他のことでいろいろ報道も行われているようでございますので、いろいろご心配になったり、ご意見があったり、あるいは疑問にお思いになっている点があるかと思えます。そういうBSE一般につきましてのご意見と申しますかご質問みたいなもので、最初に議論するというのが1つ目であります。

2つ目に、今日は食品安全委員会のリスク評価についての意見交換でございます。先ほどご説明がございましたように、いわゆるBSEから来る変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病が我が国で日本人がどのぐらいになってしまうのだろうかということについては、

今の試算だと0.1~0.9という数字をはじいているわけですが、こういった評価についてどういうふうを考えるかということについての意見の交換。

その次に、ご関心の高いところでございますけれども、検査の問題でございますとか、えさの規制の問題でございますとか、いわゆる管理措置の問題についての議論をしたいと思えます。

最後に、時間がありますれば、これだけはいっておきたいというふうなことを承りたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

進め方でございますけれども、要するに、手を挙げていただくということで、こちらで見えておりますので、順番に指していきたいと思えます。当てられたらお立ちになって、マイクがまいますので名前をいっていただいて、できればお立場もいっていただけたらと思えます。なるべく多くの方々から意見を頂戴したいので、お1人大体2分ということで区切らせていただきたいと思います。1分40秒たちますと、1回鐘を鳴らしますのでまともに入っていただいて、2分たちましたら鐘が2回鳴りますので、そこでそのご発言は打ち切るというふうな形で、次の方にさせていただきたいと思えます。そういったことで、なるべく多くの方にと考えてございますので、よろしくご協力の程お願ひ申し上げます。

それでは始めますが、その前に、先ほど先生のご講演の中の訂正をさせていただきます。日本でBSEがどのぐらい出ているかということについて、もうご承知の方も多いかと思えますけれども、「食品安全」特別号の3ページ目に、どこで出たかというのが日本地図に載っております。「中間とりまとめ」の9月初めの段階では全部で11頭だったのですけれども、その後、九州と奈良で出たので、今のところ、13頭出ているということでございます。3ページの上の地図のところどこに出ているかというのが書いてありますので、その部分だけご参考までに申し上げておきたいと思えます。

それでは、意見交換に入ります。まず最初に、BSE一般の最近のことについて幾つかということで、最初に手の挙げた方、一番後ろの方、よろしくお願ひします。

会場 東川の高田シンジと申して、有機農業をやっている者です。

アメリカのBSE問題でちょっといいたいのですけれども、日本がアメリカに牛肉を輸出していたとき、アメリカは日本に完全な衛生施設を要求して、厚生労働省の職員が1カ月に1回ずつ施設に入って検査して、ハエ1匹いただけでも輸入を停止して、日本でBSEが発生した場合は輸入を停止した。アメリカでBSEが発生して日本が牛肉輸入を停止したら、そういうBSEの問題があっても早期に解決しろ、早期に輸入再開の圧力で

迫る。日本はアメリカの属国じゃないのですから、日本の国民の人々、消費者に安全な食品を与えるためにちゃんと全頭検査をやっていることをアメリカに実行させなければいけないのですよ。

そして、30カ月以上の牛しかBSEにならないと今までいっていたのですけれども、21カ月でも日本で確認されたのは、全頭検査があったからです。20カ月以下はBSEのプリオンが発見されにくいというけれども、今はその検査もできる技術も開発された。

アメリカでは、検査するのに高齢の牛しかやっていないのです。危険な牛とか、高齢も一部だけです。アメリカで全頭検査をやったら、たくさんのBSEが出てくるわけです。結局、アメリカはBSE発生が世界で一番危険な国であって、欧州とかカナダとかそういう発生国から輸入再開していないのに、なぜ一番危険なBSE発生国から輸入再開するのか。

今度、内閣改造で島村農林水産大臣になったけれども、その人は牛丼業者との関係が強くて、今度輸入再開を早くさせるといっている。それは小泉首相の意向だと思うけれども、日本の国民の人々とアメリカの国民の人々とどっちが大事なのか、それをちょっと考えてほしい。それと……。

司会 時間もたったので、また後ほどいただきたいと思います。

その他、まだ一般の話について。そちらの先頭の方。

会場 斉藤でございます。

プリオンのことをちょっと聞きたいのですが、先ほど山本先生のご講演で、脳 0.001～1gで感染するとおっしゃったのですが、これは経口投与なんでしょうか、注射なんでしょうか。もう1つついでに、時間がありますから、耐熱性はどういうものなのか。これは、正常プリオンを異常な形に変える能力の耐熱性です。これについてお聞きしたいと思います。

司会 ありがとうございます。その他、BSE一般についていろいろございますか。

会場 河道前と申します。

質問といえば質問なんですけれども、基本的には、全頭検査をいましばらくは継続してもらいたいと思っている者なのです。ヨーロッパでいまだに毎月BSEが発生していますね、イギリスとかフランスとか。その辺、日本よりもずっと早くに肉骨粉などをやめた国で、なぜいまだに数多くのBSEが発生しているか、その辺の状況をどれくらい把握して分析していらっしゃるかを聞きたいと思います。

もう1つ、20カ月以下の牛の検査をやめた場合に、どれくらい予算的なものが節約されるのか。その辺、お聞きしたいと思います。

司会 ありがとうございます。その他、この機会にとおっしゃる方、いらっしゃいますか。そちら、手が挙がりました。どうぞ。

会場 先ほど講師の方からご説明がありました中に、食品安全委員会の1つの評価、あるいはリスク評価、コミュニケーション、きょうはコミュニケーションということになっていますけれども、5月14日以降、リスク評価に入って、この資料からいきますと、7月16日に「たたき台」を議論したということになっています。7月下旬には、報道機関のところにリンクしたということではないかと思うのですが、一斉にリスク評価の結果、今回、中間報告が出たわけでありましてけれども、既に「たたき台」の段階で、極端な言い方をしますと、今の全頭検査をやめるという流れを食品安全委員会のリスク評価の中でいって、その後、先般9月9日に正式に承認をして、それを踏まえて各省庁がどうするかという議論をして、今回、いろんな反対等あった中で、あと食品安全委員会の中にまた諮問をするという流れですね。どうも食品安全委員会と各省と専門調査会の3者の関係が、私からいわせれば茶番劇をやっているのではないかという受けとめをしております。その点だけであります。後からまた出ますけれども。

司会 ありがとうございます。

会場 J A青年部上川地区の坂本といいます。肉牛を生産しております。

先日23日に行われた農林水産省と厚生労働省の説明会にも参加させていただいたのですが、プリオン専門調査会の答申を得て、科学的な状況で、20カ月以下の牛については検出できないので検査をしないで、危険部位除去があれば安全という説明だったのですね。その部分を聞きながら、科学的、科学的ということで、私としては、どういうルートが実際解明されていない中、牛の体にどうしてBSEが入ったかというのがはっきり出ていない、その条件で科学的というのはおかしいんじゃないですかとお伺いしたのですが、10月5日の日本農業新聞に、プリオン専門調査会の山内一也教授が、こう答えているのです。20カ月齢以下の牛を検査対象から外すことを事実上容認する報告書をまとめたのではないか、これに対して、21カ月齢での検出は可能とみなした。しかし、検出できない月齢判断は科学的にはできないと判断した。

こういう内容が発表されますと、どれが本物で、どこが安全か。やっぱり輸入再開に向けてですとか、予算的なものでという不安がよぎってしまうのです。だから、今日はプリ

オン専門調査会の方々等も来られていますので、その辺をお聞かせ願いたいです。

司会 ありがとうございます。

5人の方にご発言いただいたので、順番にやっていきたいと思いますが、最初に、アメリカの輸入のためにこんな評価をしているのではないかとか、あるいは、アメリカの圧力があるからやっているのではないかというふうなご意見がございました。あるいは、今の政権が牛丼業者と何かやっているのではないかとか、そういうふうに見られるというご意見がございました。あと、アメリカの話でもう1つあったのは、要するに、この評価の活動そのものが、全頭検査をやめるために、あるいはアメリカのものを入れるためにやってきたのではないかというふうな、委員会と行政機関との間のやりとりが、言葉をかえれば茶番のように見えたとか、そういうこれまでの評価の進め方、あるいは関係省庁との話、あるいはアメリカの話につきましているいろいろご懸念があられたと思いますが、まずこの点に関して、どういうふうな評価をやってきて、どういったやりとりをしてきたかという経緯につきまして、事務局長の方からお答え願えますでしょうか。

齊藤事務局長 BSEの問題に食品安全委員会がどういうふうに取り組んできたかというご質問にお答えするときに、先ほど私どもの委員長がごあいさつしたように、そもそも食品安全委員会が設立される経緯というんですか、設立のそもそもの大きなきっかけは我が国の国内におけるBSEの発生問題であったわけです。ですから、そういう意味で、BSEの問題は食品安全委員会にとっては非常に大きな問題である。先ほどのスライドでも専門委員の山本先生の方からもお話ししたわけですが、昨年7月に食品安全委員会が発足した後、すぐに8月にプリオンの専門調査会を、ほかの専門調査会よりもまず最初に開催したというか、活動を始めたわけです。その8月の時点で、プリオン専門調査会でBSEの問題について議論をしていこうということを委員間でも話をした。

その後、2回、3回のところにつきましては、先ほどスライドにあったとおりで、肥料の問題であるとか、SRM(特定危険部位)について背根神経節の問題を追加で取り扱う問題だとか、いろんなそういう個別の問題が幾つかありましたので、それを昨年の年内はやっていた。年が明けた時点から具体的に諸外国の状況を、まず外国の専門家を呼んで話を聞き、その中には、先ほどもありましたように、OIEでずっと活動されてきた小澤先生の話も聞きというようなことで、そういういろいろな背景についてのいろいろな調査というか検討をした上で、具体的な中身に入ってきたということであるわけです。

7月の時点で、まず最初に今の「中間とりまとめ」の最初の案ということになるわけで

すけれども、「たたき台」をつくって、それをもとにいろいろ議論をしていただくということを行ったわけです。委員の先生方に自由なご議論をいただくということで、7月、8月、9月6日ということで3回やって、9月6日の時点でやっと1つの形のものになった。そういう経過のものでありまして、この経過は、食品安全委員会として活動を始めるに当たって、まず最初にやらなければいけないことの1つ、非常に重要な問題の1つということで取り組んできたということです。

一方では、先ほどお話にもありましたように、BSEの発生が平成13年9月10日でございますから、それ以降、今年の9月はちょうど3年ということにもなるわけですが、検討を始めた時点でも、昨年時点でも既に2年を過ぎており、その後のこの間の経過で3年間という年がたってきたわけでございますので、その間の350万頭にわたる検査の実績その他、そういうものの分析も行うということで、9月の時点で1つの「中間とりまとめ」という形に至ったわけでございます。

引き続き、またさらに検討しなければいけないいろいろな課題もありますから、当然委員会の活動としては、今後もこの議論は続くのご理解いただければと思います。ちょっと長くなりましたけれども、そういうことでございます。

司会 有機農業の方から、アメリカのことについて若干ございましたけれども、例えばアメリカのリスクが非常に高いのではないかということです。まだリスク評価はされていないようでございますけれども、日米の協議でどのような議論になったかということで、松本参事官からご披露願えればと思うのですけれども。

松本参事官 まず、こちらの食品安全委員会の評価は、我が国の平成13年10月からやり始めた全頭検査、特定危険部位の除去についての評価をいただいたというのがありまして、評価の最中に、昨年12月にアメリカでBSEが発生したということでもあります。

アメリカの部分につきましては、局長級会談を今年の4月頃やって、その後、5月、6月、7月という格好で、専門家によるそういう状況についていろいろ意見交換をやったというところで、検査についていえば、アメリカはサーベイランス、どれくらい汚染されているか。我が国の場合にはスクリーニングという、食肉の中に入れないというための検査だというようなこととか、あるいは、日本の若齢牛、21月齢、23月齢については、BSEということで判断しておりますけれども、アメリカの方の診断基準でいうと、日本の若齢牛の場合には免疫組織学法による部分が陰性であったということで、日本の若齢牛、21月齢、23月齢のものについてはBSEと判断しないというふうなこととか、そういうことの

意見交換がされて、どういう検査をやっているかということについては一応の意見交換がされたというところでございます、まだその段階でとまっておるということでもあります。

今後の部分で、アメリカの牛肉がすぐに入ってくるのではないかとというようなご懸念、全国をリスクコミュニケーションで回っていますと、そういうご懸念がありますけれども、まずは我が国のBSE対策について評価をして、今後どうするのか、立場をきちっと固める。その後、米国で日本と同等の安全性が保たれていることが前提でありまして、それから米国との具体的な交渉に入るということになります。

我が国の部分につきましては、先月の9日に報告書をいただいて、いろいろ検討し、かつリスクコミュニケーションを全国7カ所、管理官庁で開きましたし、食品安全委員会でも開かれたところに、私、同席して、どんなご意見が出ているかということと全部聞いて、全部報告して、今検討している最中でございます。農林水産省と厚生労働省で今一生懸命検討していますけれども、成案が成ったところで、食品安全委員会の方に諮問をすることになります。

その後、評価していただいた後で、具体的に我が国の仕組みをどうするか、対策をどうするかが決まっていまして、その後、アメリカとの具体的な、本当に我が国と同等の安全性が保たれているかということについて交渉に入って、アメリカからこういうことでどうかと提示されたときに、食品安全委員会の方に評価をお願いするような格好で考えておりますので、手続的には、まだかなりかかるということでご理解をいただきたいと思っております。

司会 ありがとうございます。今、アメリカのことや評価の経緯についてご質問、ご意見があった方、こういった回答でございますけれども、今のことについて何かございますか。

会場 BSEの日米交渉で、アメリカの交渉団が、24カ月まで候補にしたら日本の交渉団をどなりつけた、怒ったといったのですけれども、そういうくだらぬことしかいえないのが、まず困るのです。国民の人々、消費者に一番安全な食品を与えるのが行政の仕事ですから、日本は国民の人々、消費者に安全な食品を与えることがどういうことなのかということを、ちゃんとアメリカに実行させることが大事であって、それで世界から信頼されるのであって、それをいいかげんに妥協したら世界の笑われ者になって、世界から信頼がなくなる。

それと、アメリカでは、脳だとか脊髄だとか、この危険なところは機械でとっているの

です。雑で、それが飛び散って肉に付着するし、カナダから輸入してきた牛はどこへ行ったかわからぬし、アメリカの農家の人は、牛が生まれたのは何カ月たったかもわからぬし、肉骨粉はちゃんと管理しないで与えている。そういうのがちゃんと管理できて、牛が生まれてから牛肉になるまでにトレーサビリティ、その過程をちゃんと記録したのと、肉骨粉の管理ができて、今の牛が全部亡くなってから、別に全頭検査でなくてもよい。そういうふうにちゃんとやるのが行政の仕事だと思うのです。

司会 ありがとうございます。あと、後ろから2番目の方でしたか、評価の過程について若干ご疑問があるというご意見です。今ご説明申し上げたので何かありますか。

会場 これは、私もあくまでも新聞等の流れを見ますと、食品安全委員会の方が7月下旬段階でそういう流れを作った。というのは、先ほど出た日米の問題もあるのかなと思いつつ、それに対して各省庁が今回諮問するという。諮問を受けた食品安全委員会が何をするのか。そこがちょっとわからないわけですよ。まして各省庁の方々も一緒になって、食品安全委員会がリスク評価をして、そして諮問する。食品安全委員会はそこで何をやられるのかな。今回のリスクコミュニケーションは何なのかな。その辺が私もちょっと理解できない。科学的な検討で、今回20カ月以下は検査しないというものも、どうもわからないということでございます。

司会 日米の方については、ちゃんと同等にやりなさいというご指摘だと思います。次に、諮問が来たら食品安全委員会は何をするのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、改めて事務局長からお答え願えますでしょうか。

齊藤事務局長 今、月齢のことが非常にクローズアップされていますけれども、「中間とりまとめ」の結論部分は、月齢の議論も当然入っていますが、SRMの除去についての管理体制をどういうふうにしてほしい、そういう中身とか、フィードバンについて、交差汚染の防止についてどうしてほしい。今までの対策の中で必ずしも十分とは、食品安全委員会のプリオン専門調査会で議論したところでは、まだやるべきことがあるのではないかと、そういう考え方、そういう形でとりまとめているわけです。ですから、そういう国内における対策全般について見直しをしていただくのが、今回出した「中間とりまとめ」の中で食品安全委員会が管理官庁側に期待をしているところなのです。

ですから、そういうような形での諮問がいただければ、その内容について、例えばSRM除去の徹底について、こういうところをこういうことでさらに強化するということで、全体としてやっていきたいというような形の諮問がいただければ、そういう中身について

検討して、それが妥当なものであるかどうかということでお答えをすることになると思うのです。

もちろん検査月齢の問題も諮問いただく中に入ってくると思いますけれども、「中間とりまとめ」は、要するに、BSEのリスクの推定のことを最初に述べていますが、そのほかに述べていることは、月齢のことだけをいっているわけではない。そういういろいろな対策について見直しをしてほしいということをお願いしているわけですから、それに応じた形で、各管理官庁側が検討をしていただいているものだと私たちは理解していますから、そういうものが来れば、その中身はこちらで再度検討させていただくことになると思います。

司会 ありがとうございます。ほかのご意見もいただいております。先ほど非常に技術的なご質問も幾つかいただきました。プリオンの感染性について、0.001g～1gとあったのは、経口か注射かというご意見とか、あるいはプリオンの感染性の耐熱性はどのようなことになっているかということとか、ヨーロッパではずっと昔から対策をとっているのに、今でも発生しているのは一体どういうことだろうかというご議論がございました。この辺につきまして、プリオン専門調査会の先生から。では、堀内先生、お願いできますでしょうか。

堀内専門委員 まず、0.01gという数字は、経口投与です。食べさせたときの脳の重量です。次に、プリオンの耐熱性ですけれども、よくプリオンは熱に強いといわれていますが、絶対的に熱に強いわけではありません。ただし、普通の食中毒を起こす細菌とかウイルスは100の熱をかければ基本的には死んでしまいます。しかし、プリオンは例えば100の熱をかけた場合に、感染性は減るのですけれども、ゼロにはならないのです。プリオンの場合も、それよりもっと高い熱、例えば135というような熱をかけてあげることによって、ほぼ完全に殺すことができます。ですから、絶対的に熱に強いというわけではありません。普通のウイルスや細菌に比べると熱に強いということになります。よろしいでしょうか。

会場 時間もあるわけですか。例えば135なら十数分でいいのか、その辺はどうでしょうか。

堀内専門委員 もちろん時間の影響もあります。今では、例えば1つの目安として134～138、18分以上とか、幾つかの基準はございます。

ヨーロッパでまだ発生しているのはなぜかということなんですけれども、この病気は、山本先生のご説明にもありましたが、潜伏期が非常に長い。平均で4年から6年ぐらい。

長いものでは10歳を経ってから発症してくるわけですね。ですから、イギリスの場合もそうですけれども、行政措置がとられてから効果があらわれるまでに非常に時間がかかる。しかし、現在、ヨーロッパの国のほとんどは、発生数は減少する傾向にあります。ですから、どうしても潜伏期が非常に長いということで、その対策の効果がすぐにはあらわれてこないということが、この病気の1つの特徴であり、対応策の難しさになっているということでもあります。

司会 ということによろしいでしょうか。あと、もう1つご質問があったのは、仮に20カ月以下の牛の検査をやめた場合に、予算はどの程度節約できるかというご質問がございましたが、これもまた厚生労働省の松本さん、お願いできますでしょうか。

松本参事官 現在、BSEの全頭検査のための検査キットの購入費用が、全国で125万頭分が約31億円ございます。21月齢以下を除外するとしますと、4億円減という格好であります。

司会 ご質問になった方々、それでよろしいですか。

あと、もう1つ、検査の月齢のご質問がございましたが、検査のことについては後ほどきちんとしようと思えますけれども、ただ、20カ月、21カ月というのはどういう議論だったのかというご質問でございますので、その部分だけ、プリオン専門調査会の議論の概況について、山本先生、お願いできますでしょうか。

山本専門委員 先ほどもご説明したのですけれども、うまく伝わっていなかったように思います。20カ月齢でどうかという話は、文章の中にそう書いてあるわけですが、実際に月齢を、ここ以下は安全であるとか安全でないとかいう議論にはなっていません。我々としては、事実を冷静に見るということで、現実に見つかった牛が、21カ月のものが一番若いもので見つかったという事実を記載してあります。20カ月齢以下で絶対に見つからないのかということについては、今後も調査が続けば見つからないとはいえない。ただし、その可能性ということを考えていくと、相当な低い確率であろうという議論になったように記憶しております。

司会 月齢のことをおっしゃった上川の肉牛の方、そういうふうな議論だったということでございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

会場 先ほどの講演の中でも、20カ月以下は安全だという言葉はおっしゃっていないので、それは理解できるのですが、プリオン専門委員会では線引きはしていないというふうに山内さんの取材の内容がなっているのですが、20カ月という線は引いておられないと思

っていいのでしょうか。

山本専門委員 はい、そう考えていただいて結構です。

司会 それでは、一般の議論はこの辺にしまして、先に進ませていただきたいと思います。次は、リスク評価の件でございます。先ほどもお話し申し上げたように、山本先生からご説明いただきましたように、この「中間とりまとめ」は、要するに、過去に、BSEがまだ見つかっていないうちに、BSEに感染した肉が市場に出回って日本人みんなが食べてしまった部分が少しなりともあるわけでございますが、それによって将来バリエント・クロイツフェルト・ヤコブ病になるのは0.1~0.9人程度であろうというふうな試算が行われたわけでございます。この評価につきまして、何かご意見とかご感想とかございますでしょうか。

会場 リスクは0.1%から何%というのでしょうか。わかっていることは、やっぱりゼロにするように努力しなかったらだめなんですよ。結局、肉骨粉の管理だとか、生まれてからの管理をやったら、100%全部できるんですよ。全頭検査をやらぬでも全部管理できる。そういうふうにやるのが当たり前だと思うんですね。

ちょっと聞きたいんですけども、羊のスクレイピー病というのがありますね。あれの対策はどうなっているんですか。これは後でいいですけども。

司会 ありがとうございます。ほかにございますか。一番後ろの方、どうぞ。

会場 食肉処理業を営んでおる奥田と申します。

BSEとか鳥のインフルエンザみたいなたぐいのもので、大変な歴史を刻んでいるところですが、リスクは、交通事故もそうですが、いろんなものにつきものである。これがまず最初の認識だろうと思うんです。合理的なリスクが求められるところだと思います。そういう点からいって、BSEに関していえば、大変いいところまで議論していただいている。関係各位の良心を私は信じている一人なのですが、そういう点では評価できる。この線で、ぜひ合理的な安全を国民に提示していただきたいと思います。

もう1点は、あの方がおっしゃったように、やっぱりまだ追究すべき点があると思いますので、大規模な、長期的な研究をしていただきたいと思います。

以上です。

司会 ありがとうございます。

会場 消費者の河道前ですけども、21カ月、23カ月でBSEが出ている。したがって、20カ月以下ではわからないので検査をする意味はない。そういう結論が科学的には思われ

ないのです。科学的な評価をするのが食品安全委員会だと思っているのですけれども、科学的という言葉が本当になぜそこで使われるのかというのが、全然理解できないのですけれども。

司会 ありがとうございます。ほかはございますでしょうか。

今、0.1~0.9という数字が高い、低いでなくて、ゼロにしなければいけない、そういう対策を打つべきだというご意見と、リスクは合理的な点でも安全を求めるべきだということでございました。もう1つは、評価の「科学的」という言葉の使い方について若干ございましたけれども、これにつきまして、こちらの方から何かございますでしょうか。山本先生、何かコメントがあればお願いいたします。

山本専門委員 まず、0.1とか0.9という数が出てきたことなんですけれども、これも当然これまでに対策をとってこなかった時点で暴露されたかもしれないものを根拠にして、将来、最大限見積もってそれぐらいの可能性のあるのだろうというところを半定量的といえますか、完全に定量的なリスクアセスメントができればいいのですが、単純な比例計算においてのみ行っているというところがございます。

ですから、現時点で対策をとっていったときに、リスクが一体どこまで減っているのかというそのリスクアセスメントは、当然しかるべきデータを集めながら進めていくべきだと考えておりますし、定量的なものは今後も必要になってくると思っております。ですから、ゼロになっていくのが理想の対策ですけれども、それがどの時点まででゼロにするのかとか、費用をどれぐらいかけてゼロにするのかとか、そういったことはまた管理側との折衝の間で、皆様方のご意見を含めて考えていくべき問題だと思っております。

それから、科学的でないというご指摘がありましたので、ちょっと弁解させておいていただきたいのは、今回も20カ月という言葉が出ているのがちょっと問題なのですけれども、我々として、20カ月以下が安全だということは、評価の中には含めておりません。ですから、21カ月齢で見つかったということまでが事実として確認されているということが正直なところで、それ以下のものについてどのように考えるかは、今後またデータ等を集めながら議論を深めていきたいと思っております。

司会 ありがとうございます。今のことについて、先ほどご質問になった方、どうぞ。

会場 100という数字が出ることは科学的でないと思うんですよ。うそをおっしゃっていると思うんです。

以上です。

司会 断言することは非常に難しいということでございますけれども、もう1つですか。

会場 既に配られているこの資料の中の18ページにございまして……。

司会 どの資料でございましょうか。

会場 資料2の18ページの上段の方であります。これは「迅速検査により検出可能な月齢」という中の18ページに至りましてのなお書きでありますけれども、日本では21ということではありますが、英国では、1992年に20カ月の牛が出た。それについて感染実験をしたと出ていますね。「接種32ヶ月後に感染性が見いだされ」た。しかし、実際の発症、体がこうなるといろいろあるんですね。それは3カ月後であったとの結果から、20カ月発症というのは、理論的にこの例からいえば、接種して17カ月から既に感染しているのではないかということになりますと、今の20カ月、21カ月が崩れてしまうのではないですか。

日本は、いろんな例を持ってきて一生懸命やっているわけですよ、日本にないわけですから。今こういうものも資料が明確に出ているわけですから、したがって、省庁において、今21というのが走っていますけれども、今後、実際は17カ月ということもきちっとやるべきではないかなと思っています。

司会 ありがとうございます。今ご指摘のあった英国の20カ月というものの性格につきまして、堀内先生、ご説明をお願いいたします。

堀内専門委員 英国の20カ月というのは事実としてございますので、こう書いておりますけれども、イギリスの1992年の時点で、臨床症状からBSEと診断された牛が約4万頭ほどいる。BSEの一番極期の時期だったのです。今の日本の発生率を考えましても、恐らくその100倍以上、1000倍ぐらいの発生率、イコール汚染度の違いがあったと思うのです。ですから、高度に汚染された状況では、こういう20カ月で発病した牛は出得ると思うのです。けれども、その時点と今の日本の汚染度を比較して、これは同じ土俵で話ができるレベルではない。今、日本で全頭検査を3年間やって、汚染度はある程度わかってきていますので、それを考慮すると、20カ月というイギリスの例は事実としては残るけれども、今の日本には当てはめて考える必要はないだろう。そのぐらい日本の汚染度は低いということ。ただ、そういう事実がありますので、この報告書には織り込んでおります。

司会 よろしいでしょうか。リスク評価につきましては大体そういうことで、今日は別に全体で意見をそろえるということではなくて、お互いに情報を共有しようということでございますので、先に進ませていただきたいと思います。

もう検査の議論が大分出ているわけでございますけれども、いよいよ管理措置。BSE

を減らす、あるいは人への感染を抑えるといった施策についてなど、いろいろあります。まず先ほどちょっとご指摘がございましたけれども、まだ感染経路が余りよくわかっていないとか、そういったことについてのご指摘もございますし、要するに、なぜBSEになったか、あるいはBSEにしないようにするという対策は、今のところ、えさの対策が主でございますけれども、牛の安全対策、えさを中心としたBSE対策についてご意見のある方、お願いいたします。

会場 再び済みません。えさのことでいえば、一時、代用乳が肉骨粉以上に怪しいといわれたこともあるのです。このごろは余りいわなくなったのですが、こちらの方は大丈夫なんでしょうか。

司会 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。原因究明の件も含めてでも結構でございますが、よろしいですか。

それでは、今のご質問でございますけれども、代用乳について、農林水産省でいろいろ調べておられると思いますので、濱本さん、お願いできますでしょうか。

濱本飼料安全管理官 BSEの発生原因については、7頭まで出た段階で疫学的な調査を行いました。昨年9月に報告書という形でまとめさせていただいておりまして、農林水産省のホームページにも載っておるかと思いますが、その中でいろんな原因が推定されたわけです。すべての牛は肉骨粉を直接食べるというようなことはなかったわけで、原因としているんなことが考えられた。1つは交差汚染ということでございますけれども、代用乳につきましても、これが感染経路になったのではないかということに疑われておったところでございます。

これについて疫学的にいろいろ検討した結果ですが、代用乳の中で疑われる成分ということ、その中に含まれておる動物性油脂が1つ、疑われておったのです。これにつきましては、いろいろ疫学的な検討をしたときには、これが決め手となるようなことは考えられないという結論になっております。

ただ、リスク管理の省庁といたしましては、現在、こういった代用乳とか、動物性油脂とか、肉骨粉等、すべて幅広く規制をかけて、感染経路を遮断するというところを行っておるところでございます。

司会 ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他、えさの関係につきまして、どなたか。

会場 土幌の加納と申します。

BSEが出て、疑似患畜ということで、1年間同居していた牛を始末してきたわけです。同じものを食べたという疑いでつぶしてきたわけなんですけれども、いまだかつてその中から出ていないというのは、本当に何か原因が違うのではないか。簡単な話をすれば、異常プリオンはたんぱく質の突然変異ということを考えれば、逆にいえば、小さいうちからくすくすと忍び込んでいたものがあって、ある程度の月齢になったときに初めて発症する。そんなことを考えれば、全頭検査は小さいうちからずっとやっていないと、まして原因を追究する上でもデータのとりようがないのではないかという気がします。その辺、疑似患畜の方をちょっとお聞きしたいのですけれども、また後ほど。

司会 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

会場 牛は草食動物ですね。肉骨粉は肉食動物が食べるもので、それを食べさすから、結局、自然界に反してそういう病気になると思うんです。肉骨粉の管理だとか、ちゃんとしたルールを科学的にやった方がいいと思うんですよ。いろんな学者だとかそういう人が集まって、どういうことがいいのか。肉骨粉があったら、鳥とか豚だけにやるとちゃんと管理する。札でもくっつけて、絶対にやれぬようにする仕組みとか、そういうことを全部やるのが大事だと思うのです。

司会 ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

それでは、今の疑似患畜をいろいろ見ているけれども、基本的に感染が見つかっていないところを見ると、肉骨粉を食べたのではなくて、突然というか孤発的にBSEになってしまうことがあるのではないだろうかということでございましたけれども、この辺につきまして、堀内先生、いかがでございますか。

堀内専門委員 ご存じのように、人では孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病といひまして、60歳以上の方は我々も含めてみんな同じリスクを持っているのですが、感染もしていないけれども、頭の中で異常なものができていってしまうという病気はございます。それをそのまま牛に当てはめるとすると、やはり牛もかなり年をとってからそういう病気が出るだろう。そういう可能性は否定できません。けれども、若い人、例えば小学生が孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病になることはないわけですね。ですから、そういうことから考えると、若い牛が感染もしていないけれども、頭の中で異常型のプリオンができてくることは、現時点では考えにくいと思います。

もう1点ですけれども、疑似患畜でなぜ出ていないか。これはまたイギリスの例を出すことになるのですが、イギリスでBSEが一番発生していた1992年から93年、1つの農

場で同じ代用乳を与える。イギリスの場合の代用乳は肉骨粉を入れていますから、感染の頻度が非常に高くなるのですけれども、それでも100頭当たり多くて3%から4%なのです。ですから、同じえさを与えた牛、しかも、イギリスのように非常に濃厚に汚染されていたところでも、100頭に同じものを与えたら、3匹か4匹がBSEになる。

感染というものは1つ確率論のところがありまして、口から取り込んだら必ず感染するというものではないのです。口から取り込んで生体の中に入るという1つのステップがあるのです。そこに入ってくるか入ってこないかというところの確率がありますので、同じえさを食べたものがすべて病気になるとは限らない。そういう理解をしていただければと思います。

イギリスで汚染が一番高かったときでも、同じ牛群からBSEが発生しているのは数%、3%か4%だ。ですから、日本に同じ状況を当てはめると、もし日本とイギリスで同じぐらいの汚染度であれば、疑似患畜100頭を調べたら、もしかしたら3頭、4頭出てくるかもしれない。でも、日本のBSEの汚染度は当時のイギリスに比べるとはるかに低いのですから、当然疑似患畜の中から出てくる確率もかなり低くなってくるだろう。今まで日本の疑似患畜でBSEが出ていないのは、やはり日本のBSEの汚染度はそれほど高くないということが原因しているのだと思っております。

司会 疑似患畜についてご質問のあった方、よろしいですか。

会場 先ほどから確率とかいっているのですけれども、それだったら、何で今までそうやって始末してきたのかな。検査体制もできているのですから、僕の方から思えば、逆にそれを生き残しておいて本当に確率的に出るのか出ないのか、何で立証できなかったのかなと考えちゃうのです。そうやって疑似患畜ですよと始末していくことによって、農家の負担はとんでもないことだったわけです。それがもし汚染されていたにしても、検査によってわかることだし、共食いするような状況にはならないシステムになっていたわけですから。幅は大分狭まったようではございますけれども、今も疑似患畜だといってやっているみたいです。

逆に、食品安全委員会はそういうところも、いや、待て待て、それを殺さないで長い目で見てみようや、別に殺さなくても、あとどういう経過になっていくかわかるだろうやという話し合いはできていかないものなのかなと、僕らから見ると思っちゃうんですけれども、その辺、どうでしょう。

司会 ありがとうございます。その疑似患畜にしる、あるいは、えさの対策は非常に

科学的にやるべきだというご意見もございました。そういった疑似患畜の規制やえさの規制についてどういうふうに決めているか等、検討状況につきまして、濱本さん、お願いします。

濱本飼料安全管理官 まず、疑似患畜の方なんですけれども、これは国際的にもいろいろ出ております。そういったことを横で見まして、できるだけ整合性があるようにということで、疑似患畜の範囲を見直してまいりまして、現在、発生しても処分する頭数は相当減っているというかシユアな規制になっているかと思えます。しかしながら、発生したのと同じえさを食べた牛になりますと、これは確率が相当高い。生かしておいて研究するというのも1つの手ではあるのですけれども、同年齢に達しているわけですから、これはその確率もあるということで、疑似患畜ということで処分して検査することとしておるところでございます。将来的には、また見直しということもございませぬけれども、現状では、これで続けていきたいと思っております。

また、これにかかわる農家の負担ということに関しましても、最近では各種の支援措置が整備されておまして、農家の負担は相当程度軽減されているのではないかと考えております。

もう1つ意見をいただきました。いわゆる動物性のたんぱくを牛等に食べさせることについてのご意見もございましたけれども、これは平成13年10月にBSEが出てから、こういった肉骨粉を含めた感染経路になるようなものについては、全部飼料利用をとめるというような形で規制をさせていただきまして、その後、科学的な知見に基づき安全性が確認されたものだけを利用するという形で進めてまいりました。

もちろん牛につきましては、ミルクとかそういうのはもともと飲むものですけれども、それ以外のいわゆる共食いという表現になりますでしょうか、動物性たんぱくは使わないという形で規制を強いてまいっております。

さらに、交差汚染という問題がございまして、これにつきましても、これを防止するという形で、牛の肉骨粉はえさに使われておらないのですけれども、ほかのものが感染経路になって、また牛にBSEが発生するというようなことがあってはいけないわけですから、油脂とか魚粉といったものについても、厳しい交差汚染防止措置をつくっております。

昨年6月ごろから、混入防止のガイドラインを出させていただいておまして、そういったものでこちらはお聞きになったこともあるかもしれませんが、飼料をAとBに分けまして、Aが牛に使える飼料ですね。Bは牛に使えない飼料です。こういったことで

明確に区別するという形で、誤用がないようにということで指導してまいっておるところでございます。

今回、食品安全委員会からの「中間とりまとめ」もありまして、そういった規制の徹底ということをいわれておりますので、それについてさらに周知徹底、監視の強化を図っていきたいと考えておるわけでございます。

司会 次に牛肉そのものの安全対策についての議論に移りたいと思います。これについては検査、危険部位の除去が大きな2本柱になっているわけですが、先ほどから検査の議論はありますけれども、SRMの除去について何かご意見のある方がいらっしゃれば先に。

会場 畜産公社に勤務している秋野と申しますが、先生の先ほどの講演のスライドの中で、14 ページに、「SRM除去によるリスク低減」というものがございます。この表の中に、背割り、ピッシング、スタンガンというのがありますが、背割りにつきましては、と畜場においては、いわゆる脊髄の吸引ということで、98%ほどはもう除去されているのではないかと思います。あと、その残りについては、成形する段階で全部とれるということでは、脊髄除去についてはほぼ完全だと私たちは思っております。

ただ、ピッシングのことなんですけれども、これについて、今、全国のと畜場が165場ありますが、その中で、現在ピッシングをしないということで実際実施しているのは、恐らく20%もないのではないかと思います。ピッシングというのは、皆様ご存じのとおり、と殺してから静止するまでにできるだけ早い時間で処理するためにピッシング等を行うわけですね。早くつって放血を完全にすることをを行うのですけれども、肥育牛、24カ月以下あたりでしたら、ピッシングしなくても静止がある程度早くなるといいますが、放血も早くできるということなんです、北海道のように酪農地帯であることと、乳牛ですから5歳以上になりますと、それが非常に難しくなる。それについては骨がかなりかたくなるから、と畜時はしんに当たらないということも確かにあるのでしょうけれども、そういうことが非常に問題になるということだと思います。何といたしましても、ピッシングしないということは実際の作業員の労働安全が一番の問題ですから、労働安全を保障しなければこれは難しいだろうということです。

スタンガンについては、牛をと殺するとき、スタンガンを使わないでと殺しているところが果たしてあるのかということ、逆にお聞きしたいと思います。私の知っている限りでは、熊本県で殴打方式というのがありますけれども、ほかにそういうところがあるの

か。もし殴打方式のほかにそういう方式があるのかということをご存じでしたら、教えていただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。今ピッシングなどについてご意見がありましたが、その他、SRMの除去について、この辺が不安だとか、ちゃんとやっているとかいうふうなご意見、消費者の方々とかございせんか。

会場 根本です。

除去とか何かでなくて、今の全頭検査も1年間、現状どおり検査するということなんですけれども、その後の牛の肉の流通を考えた場合に、表示の問題は、北海道は「BSE検査済み」とかやっています、今それは全頭検査をやったから、必然的にそういう表示をしておりますけれども、今度は21カ月齢の検査済み、21カ月未満という表示をして、加工食品もそういう表示をするということをしなればならぬと思います。

それをすることによって、そのコストはどうなりますか。大変高くなりませんかと考えるのです。そうしたら、全頭検査をしていた方がいいんじゃないか。今のような状態で、21カ月でない、すると決めて流通された場合には、大混乱が出てまいります。そういう心配を私は既に持っております。

司会 ありがとうございます。SRMの除去についてのご意見とか質問は、ほかにございせんか。

会場 北海道肉用牛生産者協議会の伊藤といいます。

先ほどから、EUはかなり汚染国だという話で、私、よくわからないのですけれども、なぜ汚染国がいまだに汚染国なのか。何が原因で汚染されているのか。そういうまだはつきりしない中で、日本で若干若いのが出たのが1~2例ですね。21カ月、23カ月。そういう中で、食品安全委員会の方では線引きしていないということなんですけれども、実際、新聞等に出てくるのは、その線引きをされている。今話された方のように、全頭検査を来年の夏まで継続してやろうという議論がされているらしいんですけれども、実際、店頭に並ぶ場合、検査されている、されていないもの、どちらを選ぶか。そうなった場合に、僕自身も消費者の1人とすれば、もちろん検査済みの方を買いますよ。まず、そういう混乱が起きることが考えられます。

ですから、ここまで来て、まだ原因も不明で、ヨーロッパで今でも出ている段階で、ここで線引きされるのは時期尚早ではないか。もっともっと頭数が、例えばアメリカのように年間3万5000頭も処理されていて、その中で大分出ているよという話、少ないよという

話もあるでしょうけれども、それに対しての予算づけが、30億が高い、安いという議論もあると思いますが、末端の消費者とか生産者サイドからのものを見ると、果たしてそれが安いのか高いのか、そういう議論をもっとされるべきではないか。もうちょっと消費者サイドに立って考えたら、どういう形で今の線引きがされるのかなというものを強く感じます。

司会 ありがとうございます。検査の方に大分いっていますが、先ほどピッシングについていろいろご質問があったことにつきまして、背割りの脊髓のものはほとんどとれているのではないかとということとか、ピッシングについて、やっているところとやっていないと場についてはどういうふうになっているのか、あるいは、年とった牛はやっぱりピッシングしないと難しいのではないかと、スタンガンを使わないわけにはいかないのではないかと、熊本の殴打方式以外に、何かそういった例があるのだったら教えてほしいというふうな解体の技術についてのお話等がございましたけれども、この辺、厚生労働省の松本さん、いかがでしょうか。

松本参事官 実際、と畜場での作業をごらんになった方はそう多くはないと思いますので、本当はスライドをお示しした方がいいのですが、皆様方の資料の中に「国産牛肉のBSE対策」という厚生労働省食品安全部でつくった資料があると思います。その5ページで、「SRMの種類」ということで、頭部と、脊髓と、回腸遠位部、脊柱があります。

その下に「SRM除去の現状」ということで、「食肉処理における管理要領」というと畜場法に基づきますガイドラインを示しておりますけれども、そのところで、専用容器に保管すること、機械器具等の洗浄・消毒をやること、と畜検査員による確認、完全焼却ということではありますが、脊髓のところを見ていただきますと、背割り前の脊髓除去につきましては、現在、と畜頭数の9割は、首を落とした後、背割りをする前に吸引除去しているということでもあります。背割りした後、高圧洗浄もやります。

6ページのところで、ピッシングした後、脊髓の吸引除去がありますし、鋸くずの飛散を防止するために洗浄水をかけながら背割りをしておりますので、背割りのときに出てきたいろんなくず等につきましては、当然そういう一部も含んでおりますので、きちっと回収する。取り残した部分、吸引除去だけではどうしてもとれない部分がありますが、それにつきましては、脊髓硬膜を職員の方がきちっと除去される。さらに、その後、高圧洗浄をやります。

次の7ページの上ですけれども、洗浄後、と畜検査員が枝肉に脊髓片が付着していない

かどうかを確認しておるということであります。

脊髄による枝肉の汚染をどうやって防止するかということにつきましては、平成 13 年 12 月に厚生労働省の研究班を設けまして、背割り前の脊髄の除去と、脊髄のついたまま背割りして、その後、高圧洗浄をすることで、効果はどう違うかということですが、効果はほとんど差がない。ですから、本来は高圧洗浄だけでも汚染は十分防止できるということですが、念には念を入れということで、背割り前の脊髄吸引をやっている。これはと殺頭数として 1 割ほどがまだできておりませんが、これも背割り前に吸引除去できるような格好で進めていきたいと思っております。

ピッシングの件ですが、先ほどの方がおっしゃったように、やはり 500 キロの体を支えている脚ですから、1 本で百何十キロ支えている非常に丈夫な脚なわけです。スタンガンで気絶させた後、放血するときに切りますけれども、そのときに付随運動でピクッと動いてしまう。そのときに、カエルの脚ぐらいだったら押さえ切れますけれども、ああいう大きな丈夫な脚ですと、作業員の方がけがをしたり、作業員の方は素手でやっているわけじゃなくて、よく切れる刃物を持って作業をされているものですから、それでけがをされることがあって、そういう作業に当たられる方の安全衛生の部分も十分配慮せぬといかぬというところがあります。

平成 13 年 9 月から特定危険部位の除去を始めましたけれども、そのときはピッシングは全部やっておりました。3 年たって、全国に 161、牛肉の処理施設、と畜場はありますけれども、そのうちの約 3 割がやめていただいたということです。厚生労働省としては、ピッシングは、汚染するという可能性もあるので、できるだけ中止する方向では指導しておりますけれども、作業員の方の安全衛生等を保ちながらやっていくということでありまして、一概にはすぐできないということはありません。ただ、少なくとも 3 割のところはやめていただいたということですから、今後はやめていただいたところの工夫、どのような工夫をしてやめられたかということについていろいろ調べて、まだやめていないところについて、そういうものを提示しながら工夫をして、中止の方向に持っていきたいと考えております。

ただ、何度も繰り返しになりますけれども、作業員の方の安全ということも十分考えぬといかぬということで、急にはやめるわけにはいきませんが、将来的にはやめる方向で進めていきたいと考えております。

スタンガンですが、聞くところによると、ヨーロッパの方も日本と同じようなや

り方でスタンピングをやっていると聞いております。スタンガンを使っていないところについては承知しておりませんので、後で帰りましてから調べて、またお問い合わせいただければ、お答えできると思います。

司会 ありがとうございます。ピッシングのご質問の方、よろしいでしょうか。

その他、SRMのことでなければ検査の話について、もう幾つかご意見をいただいているところでございますけれども、検査の件について、どうぞ。

会場 消費者の河道前ですけれども、3回目のBSEに関するリスクコミュニケーションです。主催する側は、その都度、新たな気持ちでいらしているかもしれませんが、私個人としては、また同じことをいわなきゃならないと思って、今日もすごく憂うつな気持ちで来ました。

平成13年に全頭検査の体制を組んだときに、BSEが発生したということで、かなりの予算を急遽全国的に、こんな短期間で全頭検査体制を組めたのは日本のような小さな国だから、また科学的にも非常に進歩している国だからとれた体制だと思うのです。今まで350万頭、20カ月未満をやめれば4億円ぐらいの経費の削減になるということですが、日本だからやってきた、世界で唯一全頭検査している日本で、また発生数もすごく少ないということで、原因の究明もやりやすいんじゃないかなと素人的に思うんです。

私たちが食べる肉が安全かどうかは、リスクは少ないということで私も理解していますけれども、食べるものが安全かどうかということはいいと、私は個人的には思います。世界でこれだけわからない部分が多いBSEについて、やはり日本だからできることが、この全頭検査の中で出てくるんじゃないかという期待をすごく持っていたのです。ですから、ぜひ続けてほしいと思います。

一般の消費者の方の多くも全頭検査をしてほしいと思っている方が多いんじゃないかと、私、個人的にも思います。

司会 ありがとうございます。その他。では、順番に、そちらのお2人、どうぞ。

会場 北海道肉用牛生産者協議会の佐々木といたします。

松本参事官にお聞きしたいんですけれども、国内の何カ所かの府県で、当県では独自にBSE検査を行いますということを発表されている都道府県が数県あるように聞いています。私たちの立場からいうと、食肉の衛生検査の基準は日本国内は同じだよなという認識であります。都道府県で衛生検査の基準が変わっても、厚生労働省としては、例えば北海道の衛生基準と東京都の衛生基準が違うというようなことがあっても、それは同じ法律の

中で構わないのかどうか。

1つ、要望するとすれば、日本国内に2つの食品衛生法なのか、と畜場法なのか、私はよくわからないけれども、2つの基準が日本国内にあるということは、食べる人も流通する人も何が何だかわからないということになりかねないし、私が新聞で見た範囲では、岐阜県が最初にそれを発表された県と聞いています。岐阜県のと畜場ではそうかもしれないけれども、そこに愛知県の牛が来てと畜になった場合に、岐阜県産の牛はという表現が出てきてみたり、と畜場は岐阜県だけれども、牛の生まれは極端にいうと北海道生まれでしたよと、そういうところでいろんな混乱が出てくると思うので、それが都道府県によって違っていいのか。もし違った場合には、それを統一していただけるのかどうか、そこについてご質問です。

司会 ありがとうございます。その後ろの方、よろしくお願いします。

会場 生産者協議会の迫田と申します。

今の質問と同じような感じなのですが、岐阜県では、たとえ国が全頭検査をやめても、全頭検査を継続するようなことを表明しておりますけれども、都道府県が単独でこのような検査を実施することについて、法的に問題はないのでしょうか。また、岐阜県のほか、幾つかの県で、全頭検査の継続を表明した県がございますけれども、このような動静についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

また、リスクコミュニケーションで全頭検査の見直しについて理解できないというような意見が多数出ており、しかも、このような声を受けて、県で単独で実施を決めたところがふえている中で、それでも全頭検査の見直しをする考えなのか、お聞かせ願いたい。

司会 ありがとうございます。そのほか、こちらが早かったですね。その次、そちらですね。

会場 この「中間とりまとめ」を読んでも、読んでも、読んでも、私の頭では理解できないのです。それはなぜかという、20カ月齢以下のBSE感染牛が確認されていない。確認されていないから、それについてはいろいろ検討する。検討をするというのは、やめるということを検討するのかなと、これを何回か読んだ中でやっとわかってきたのです。牛は生き物ですね。科学的に生産された工業製品ではないわけです。人間でもそうですけれども、本当に十人十色、牛にだってやっぱりいろんな状況があるわけで、牛の免疫のそれぞれが、さっきいわれましたけれども、100頭中3頭しか発症しなかったというふうなこともあるわけですから、それぞれが違うわけなので、全頭検査はなぜやめなきゃならな

いのですかというのが、私のすごく素朴な質問です。

消費者はやっぱり安全なものを求めていますし、この前、松本さんのお話を聞いたときに、食品安全委員会の諮問を受けて、その決まったとおりにやりますとおっしゃっています。国がそうであっても、ここにもし道の方がいて、今もみんないていましたけれども、各都道府県がそれぞればらばらになってどうなのかといたら、北海道は離れているわけで、陸続きではないので、道として踏ん張ってもらって全頭検査を継続していただきたい。

以上です。

司会 ありがとうございます。次、こちらでございましたね。

会場 北海道中央会の片田と申します。

食肉の検査とは完全にイコールではない話なのですが、BSEが発生した後、ホルの枝肉の価格の関係で、私もちょっとデータなどで調べていますと、黒毛とかそういうところは総じて回復をしたというものも、去年、結構前からいられていたのですが、ホルスタインの方については、BSE対応マル緊が終わった後も、平成15年度も枝肉価格は大体4分の1くらい落ちている。今は戻っていると思うのですが、そういう状態で、ダメージが長く続いたということもあります。

そこで、仮に20カ月という線引きがされたとすると、20カ月以下のホルスタインの肉がある場合に、消費者心理は、買う、買わない、どれを買うか。20カ月以下の肉を買わないというような心理も働く可能性は十分考えられますので、消費者心理に対するリスクのコミュニケーションもきちんと入れていった方がいいのかなというところを感じてございます。

あと、国の方も、酪農関係、畜産関係、財源が非常に枯渇しているということもあります。何かあったときの経営対策もやるような体力もほとんどないのかなと思いますので、こういう消費者心理に対するリスクはきちんとコミュニケーションしていった方がいいのかなと考えます。

以上です。

司会 ありがとうございます。ほかに。

会場 北海道肉用牛生産者協議会の代表をしております小沢と申します。先ほど消費者の方から、全頭検査を実施してほしいという声がたくさんあります。その中で、私、生産者を代表してお願いがございませう。

実をいって、BSEが発生して、国が全頭検査を実施したおかげで、日本の消費者が私どもの生産する牛肉を気軽に買っていただけた状況にございませう。今、北海道は、ホルス

タインの去勢牛で輸入ビーフと競合する産地でございます。年間おおよそ6万頭から7万頭の出荷をしているはずなのです。その中で、21カ月以下は検査を実施しないといった場合に、検査済みでないものですから、消費者の方に必ずパニックが起こる状況下でございます。そういう中で、できれば全頭検査をしていただきたいというのが、私ども生産者でございます。

そういう中で、府県であれば和牛とか、交雑牛だとか、そういう頭数が非常に多い地方でありますけれども、北海道はやはり酪農産地でございますから、生まれる子牛を肉牛に育てて、あえて輸入ビーフと競合する産地でございますので、できれば全頭検査をして、消費者に安心して食べていただける検査体制をとっていただきたい。それができなければ、21カ月のものを18カ月、19カ月以下にしてほしい。実をいって、今、私ども生産しているほとんどの牛が19カ月ぐらいで出荷されている状況下でございます。そういう中で、ぜひとも食品安全委員会の方でも、その辺については見直しをしていただきたいというのが生産者でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で終わります。

司会 ありがとうございます。全頭検査が絶対必要なんだというご意見が多いようでございますけれども、それ以外の方もいらっしゃいますか。

会場 吉田と申します。

私、大学で学生に物を教えていて、そのときに学生にいろいろと聞きながら授業をするものですから、食品安全委員会の「中間とりまとめ」を利用させてもらって授業をしました。それを全部読んで、結論の部分を読んだりした上で、学生たちにアンケートをとったのです。つまり、数字は出ていないとおっしゃいますけれども、今出てきている21というラインで線を引くことに関して、学生たちは納得するか、不安は残るか、わからないというも含めて、そういう数字を出してみたのです。

理科系の学生さんだから、私は、結構納得するかと思ったのですけれども、「納得しない」が47で、「不安が残る」というのが106で、ほとんどが不安に近い、わからないと答えているんです。そういう点を考えると、やはり早期見直しは難しい部分もあるんじゃないかという点を、学生さん側の反応としてお伝えすることと、SRM除去に関して、学生さんたちは、答申の中で日本は完璧にSRM除去をした上で、全頭検査を緩めるという形に対しては、別なクラスでなんですけれども、半々の形で認める、いいんじゃないかというのです。ところが、SRM除去に関して、いろいろと難しそうなところが出てくると、途

端に数値が、半々だったものが3対1ぐらいで、ちょっとまずいんじゃない、全頭検査、もう少し考えた方がいいんじゃないというぐあいになるのです。そういうところを考えた上で、ラインを引く数値の問題と全頭検査についてはご再考願いたいと思います。

司会 ありがとうございます。ほかにございますか。大体このくらいでしょうか。また後でやるとして、今、基本的には、いろんな理由というかお考えがある中で、全頭検査は今の段階ではやっぱり必要なのではないかというふうなご意見が多かったものと思います。

その中で、検査をしていれば安心あるいは安全といったことがどうかということも、いろんな中で出ておりましたが、その中で、まずご質問の形で一番議論があったのは、仮に20カ月以下を検査しなくなった場合に、都道府県が単独で検査をするという事態が起きた場合について、それは法律的にいいのか悪いのかとかということがございます。この辺について、今の段階で何かご見解があれば、松本参事官、お願いできますでしょうか。

松本参事官 基本的な立場を申し上げておきますと、食品安全規制はやはり科学的合理性に基づくものであることが重要だと考えています。3年前に全頭検査を始めたときには、よくわからなかったということで、牛の月数も明確にわからない。当時は、諸外国、症状の出た牛が一番出ているイギリスでも30月齢ということがあったので、30月齢でいいのではないかとということでスタートしようとしたのですけれども、日本での月齢がはっきりしないということもありましたし、検査済みとそうでないものが出たときに、国民の皆さんが大変不安で混乱するだろう。それを鎮めるとということで、科学的にはいかがなものか、まだよくわかっていなかったということで、全頭検査を始めたというのが正直なところで

す。

それからほぼ3年たちまして、350万頭検査して、その全頭検査の意義は、先ほど山本先生の方からご説明がありましたように、11頭のBSE感染牛が見つかったというのが成果です。そのうち、21月齢、23月齢という、プリオンの量は他の感染牛と比べても1/500～1/1000で微量だということであるけれども、それが見つかったというのも厳然たる事実で、それは全頭検査をやってきたことの意義ですし、それ以上に、3年前の大混乱のときに全頭検査を始めて、国民の皆さん方がそれで大分落ちついていただいた。牛肉の消費が回復したというのは、大きな効果だと思っております。

それから3年たって、350万頭やって11頭わかりました。20月齢のところでは見つかっておりませんというのも、約40万頭でそれが見つかっていないというのも厳然たる事実で

す。先ほど科学的にどうかということがありましたけれども、科学というのは、やはり事実を積み重ねていって、どう共通の理屈を見つけていくかということだろうと思っておりますし、その厳然たる事実はまず見る必要があるだろう。今回の食品安全委員会の評価は科学的見地からとりまとめた報告書で、非常に尊重すべきだと思っております。

ただ、皆さん方がこれまでいろいろリスクコミュニケーションに出て、いわゆる漠然とした不安といいますか、そういうところがあるのもよくわかりますけれども、消費者の安心ということについては、まずは科学的な安全確保を前提として、その上に信頼を醸成することが必要だろう。ですから、そのためのいろんな意見交換会等々が必要だろうと思っております。

それと、その基準についてですけれども、基本的には、食品の安全基準については全国統一であるべきであろうと思ってしております。ばらつきはおかしいと思っております。ただ、それとは違う、それ以外のところで、まだこれは厚生労働省として検討中の段階ですのではっきりしたことは申し上げられませんが、都道府県の方で、それ以外の意味合いでいろいろやりたいとおっしゃっているところもありますし、国の方に、そのまま続けてくれというご意見もあります。それについては、まだ各自治体の意見をいろいろ聞いて、今一生懸命考えているところだということでもあります。

ただ、少なくとも安全以外の部分についていろいろおやりになるところについては、とめるようなことはできないのではないかと考えております。ただ、意味合いが違ってくるかと考えております。

司会 ありがとうございます。これもまた仮定の話になるわけですが、都道府県単独についての今の時点での考え方は、今お答えがあったのでございますが、その点に関してご質問のあった方、まだ何かあればどうぞ。

会場 最後に、それは意味合いが違うという表現をなされましたけれども、その辺がよくわからないのですが、各都道府県で独自にやることは勝手にいいというような表現なんですか。その辺、よくわからないので、よろしくをお願いします。

松本参事官 そのところについては、線引きをどうするかということで明確に結論を出したわけではありませんので、仮定が主な話になりますけれども、少なくとも先ほど申し上げておりますように、食品の安全基準は全国一律であるべきだと考えておりますし、少なくともBSE対策についていえば、どれか1つ、検査で安全が100%保てると思っておりませんし、SRM除去でも100%保てるかということ、いろいろあるだろう。一番肝心

なのは、我が国からBSEの感染牛をつくらない、除外するという事で、飼料規制が必要でありまして、その3本柱でリスクを下げていく。

やり方としては、その3本柱を組み合わせて今よりリスクを下げていくというところが大事でありまして、飼料規制については強化される方向ですし、SRM除去につきましても、よりきちっと管理をしていこう。今やっている検査をどうするかという話になりますが、全頭検査、少なくとも約350万頭やって、20月齢以下の40万頭で出てこないという現実の数がありまして、そのこのところについては、一言でいうと、やってもやらなくても同じ部分をやっているというところなので、リスクが変わらないということであれば、全体として厳し目の方向でやっていけばいいのではないかと。ですから、そういう意味では、基準としては、一律という格好になりますけれども、いろんな意味で、例えばブランドの価値をつけるとかなんとかでいろいろご工夫をなさるとかということも、それは出てくるかと思えます。それについては、そういう意味合いは違うのではないかと、食品の安全ということについてはとは違う意味合いではないかと考えられるということです。

司会 よろしいですか。では、都道府県単独の話についてはこの辺にいたしまして、次に、350万頭中で20カ月は出なかったというけれども、いまだ時期尚早なのではないかというふうなご意見があったと思うのでございます。350万頭調べて、あるいは20カ月以下の40万頭を調べて、いなかったという事実とか、あるいは、21カ月、23カ月は見つかったけれども、プリオンが薄かったというふうなことを事実として挙げられているわけです。それがどういうシチュエーションをあらわしているのかというのをわかりやすくいうと、これは非常に難しいお話だと思いますけれども、山本先生、かみ砕いていただけるとありがたいのでございますけれども。

山本専門委員 リスクを考える上で、20カ月齢以下のものをどう考えるかということが、1つあると思うのです。現時点でわかっていることは、検査の中ではそれは見つかってこない牛なのです。ただ、その中にどれくらいの異常プリオンがたまっているのかということについては、データとして、結局見つからなかったわけですから、わからないわけです。それが本当にリスクかどうかということについては、1つの大きなリスク要因としてのSRMというものがありますから、そこを除くことによって、ほとんどのリスクが取り除かれているという考え方なのです。

検査そのものが必要かどうかということになりますと、検査でその部分のリスクを取り除くことはできなかったということですね。ですから、その部分について検査をやめるか

やめないかというのは、また管理側の話で考えなきゃいけないですけども、リスクを評価する上では、その部分については、検査というもののリスクの評価はできない。今の段階にあるのか。たまってきてすぐつかまる段階まで来ているのか、それともまだ全然たまっていないとか、感染していない牛かもしれないしというレベルさえも、その牛に関してはわからないような状況なのです。ですから、20カ月というものをリスクという意味で考えた上では、検査によってそのリスクを取り除くことはできないということを申し上げている。そういうことなんですけれども、ご理解いただけますでしょうか。

司会 ということでございますけれども、何か。手が拳がりましたが、どうぞ。

会場 加藤と申します。

今までも何回もリスクコミュニケーションに出て、いろんな話を聞いているんですけども、私たち、今、前に並んでいる皆さんにお聞きしたいんですが、国として、このBSEの全頭検査と、今、山本先生もお話ししましたように、SRMの除去、この両方で食肉の安全を保とうとしているのか、あるいは国とすれば、あくまでもSRMの除去が食肉の安全性を保つものだ。ただし、BSEの解明のための全頭検査をしているんだよというところは、どういうお考えでこれらのリスクコミュニケーションをやっているのか。その立場がいつも違うから、今まで話している中ですべて違うから、全頭検査も安全対策の1つだというような考え方が、消費者の中にも全部入っているんじゃないですか。そういったことでこの意見の食い違いはずっと続いている。私はそういうふう判断するんですけども、いかがでしょうか。

司会 ありがとうございます。その他、今のに関連してですか。こちらが早かったですか。

会場 検査で病気は防げないというのはわかりました。けれども、BSEがわからないというのもわかっているわけですね。そのためにも、どういうふうな発生をするのか。3年やってきて、350万頭やってきたけれども、今イギリスとかあちらでもわからないのに、日本がこの検査を続けて、どなたかもおっしゃったけれども、やっぱりBSEの解明に役立つための努力をするというのは、国民が、そんなことするな、むだ遣いだというふうなお金の使い方なんですか。私は、このお金の使い方はすごくいいことだと思います。

以上です。

司会 ありがとうございます。あと、そちらでしたか。

会場 20カ月以下はもう検査しないといい出したのは、本当にアメリカの牛肉輸入を再

開するため以外の何物でもないのです。アメリカで、結局、日本に輸出したいから全頭検査をやりますという企業が出てきたですね。それをアメリカ政府はやめさせた。なぜ日本政府がそれをやらせないのですか。アメリカ政府にいうのが当たり前じゃないですか。そうやってやらせて、日本は世界に対して、ああ、日本は信頼できる、本当に安全に関してはいいんだということの世界にアピールできるんじゃないですか。何でそういうことをやらなくて、変な方向に持っていくのですか。わかっているじゃないですか。今のトレーサビリティとか肉骨粉を全部管理できて、今の牛が全部亡くなるまで全頭検査をやって、その後、やらなくていいということはわかっているのですから、それをちゃんとやるのが当たり前じゃないですか。それが行政の仕事じゃないですか。おかしいんじゃない？

司会 どうもありがとうございました。

まず最初にご質問があった、BSEの安全対策の構造というか骨格は何なのか。要するに、SRM除去が中心なのかとか、あるいはいろいろあるけれども、検査の意義のところでももちろんございましたが、そこにつきましては、今の管理措置のことで、松本参事官、よろしくをお願いします。

松本参事官 食肉の安全という点につきましては、先ほどSRMの除去のところの資料で、「国産牛肉のBSE対策」というところで見たいと申し上げましたけれども、まず4ページを見たいのであります。各国とも、範囲は違いますけれども、特定危険部位の除去をやっているというのが1つあります。

それと、持たせる危険性の意味合いは違いますけれども、8ページを見たいと申すと、各国のと畜場におけるBSE検査体制ということで、我が国は現在、健康牛、リスク牛すべて全年齢やっておりますが、これは食肉検査という観点でやっている。米国の場合は、どれだけ牛の中にBSEが広がっているかというサーベイランス、監視という意味でやっている。健康牛については32月齢以上の2万頭ということでやっております。EUの場合は、食肉検査の意味合いとサーベイランスの意味合いということでやっておりますし、健康牛については30月齢以上、あとは歩行困難などのいろんな症状が出ているリスク牛、感染した可能性が高いものについては24カ月齢以上で検査をやっているということで、食品の安全は特定危険部位の除去と検査と、そういう両輪があるということは紛れもない事実ですし、今後ともその方向で進めていくということは変わりません。

ただ、やってもわからないというか、やってもやらなくても変わらない部分であれば、そのところはより合理的な方向にやって、あと、強化すべきところは強化して、全体の

リスクを下げていくという方向で、食の安全の管理を進めていくべきだろうと考えているところです。

これは農林水産省さんの話になりますけれども、感染牛を我が国からなくすという点においての飼料規制も、当然3本柱の重要な1つになる。最終的な形は、日本からそういう感染牛が本当に全くいないということが確認されたときには、極端な言い方をしますと、特定危険部位の除去も検査も本当は必要なくなるということですが、まだそういう段階ではないからということで、その3本柱で進めていっているということです。

司会 ありがとうございます。お約束の時間が大分過ぎてしまっていて、本当に恐縮なのでございますけれども、もう最後になるので、この際、これだけはっておきたいというようなことで、全体的なことでも結構です。今の検査のことでも結構でございますけれども、あと4人ということで、そちらが最初に早かったと思います。

会場 前回も説明会を受けさせていただいて、会場は食品安全委員会さんが、東京、大阪、名古屋、岡山、農水省さん、厚生労働省さんが東京、神戸、札幌、熊本、これまた一周ずつ皆さんがするのかなと思うのですが、今日みんなが集まっているのは、リスクに対して理解できるかや、そのリスクは危険だよ、それを皆さんの意見を聞いているんだと思うんですね。もしも皆さんの中の総意が、そのリスクを冒して検査をやめることを嫌っているということであれば、これをお持ち帰りになった方々は、当然この会場では国民の理解は得られなかったという答えかなと、僕は思うのです。ただ、ほかの会場の色は見えませんので、ただ、同じような意見が出ているというのは新聞報道で見ますが。

もしこれを持って帰られて答申を出されることに対して、20カ月以下はしないよということであれば、我々は何のためにいたのかなということなんですよ。半分の意見がやらなくてもいいんじゃないということであれば、これはわかるんですが、その辺のところを、ちゃんと我々が来た意味があるような形が望まれるのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

司会 ありがとうございます。次は、そちらが先ですか。

片田 北海道中央会の片田と申します。

今の意見と同じような形なんですが、過去2回、リスクコミュニケーションが札幌でも行われているのです。全頭検査に対して、全体的には慎重論があるのですが、新聞等の報道を見ますと、農林水産省とか厚生労働省の方では、意見交換会を通じて科学的な知識が浸透し、おおむね理解は得られたらろうという認識が新聞で報道されていたのです。意見

交換会とこのコメントの中では、国の方と意見交換会の温度にかなり開きがあるのかなと正直感じてございます。こういう温度差がある中で、おおむね理解が得られたという認識をこのまま持って帰られてしまっただけでは、意見交換会での議論が何だったのかなということにもなりますし、こういう意見交換を開催したという事実だけが残ってしまうと思いますので、できる限り今日の議論も踏まえて、持ち帰っていただければなと思ってございます。

以上でございます。

司会 ありがとうございます。次は、こちらの後ろで。

会場 先ほどは済みませんでした。先生におわび申し上げます。100 はないといったのは、100 というのは理論的な数字だということを申し上げたかったのですが、他意はございませんから、ひとつそういうことでご理解賜りたいと思います。

この会場でもいろいろと意見が出ておったのですが、時代が大分進んで、3年も進んでいますから、1つの結論を得られるという意味で、「中間とりまとめ」は評価したいと思っております。ただし、先ほど申し上げた部分ではあるのですが、多様な意見がございまして、そこら辺を酌んで、安全という意味では1つの合理的な部分を出していただきたい。もう1点、経済的な部分でいいますと、私は輸入ビーフの禁輸措置の見直しの時期に来ているのかなと思いますけれども、その辺については、多様な経済性の意見があるものですから、市場原理にゆだねると申しますか、そういう検査をしていない肉は私は食べないんだという自由が消費者には与えられているわけですから、そういう選択をできるような形で施策を進めていただきたいと思っております。

以上です。

司会 ありがとうございます。では、そちらの方を最後で。

会場 「中間とりまとめ」に関して、個人的には敬意を表しております。ご苦労さまでした。若い学生さんを相手にしていると、例えばいろいろ知らないことが多かったり、「中間とりまとめ」の勉強をしたりしますと、こういうコンセンサスも学生と私の間に得られないということも多々あるんですね。でも、そういう彼らは後の消費者予備軍というか、もう消費者であります。そういう若い人たちに対してのこういうリスクコミュニケーションを考えたことはないのでしょうか。

何でかという、先ほどどなたかからも言葉が出ましたように、毎回こういうリスクコミュニケーションがあったときに出てくる人が限られているとか、特別に関心を持った人しか出てこないとなったら、果たしてこれがリスクコミュニケーションという形で人々の

意見を集約的に取り扱っていく上での幅広いものになるのかどうか、やっぱりすごく不安に思ったりするのです。ですから、リスクコミュニケーションの幅というんですか、対象というんですか、相手を広げることを考えてみてはいかがでしょうか。特に若い人に。

司会 ありがとうございます。今のご意見があったわけですがけれども、最後に、こちら側からこれだけはいっておきたいというのがあれば伺います。

なければ、司会の不手際で時間が大分オーバーしてしまいましたけれども、いろいろ貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。意見交換の方は、もう時間でございますので、この辺で打ち切らせていただきたいと思います。

(5) 閉会挨拶

司会 小泉委員の方から、最後のごあいさつをお願いいたします。

小泉 いろいろと意見交換、本当にたくさんのご意見が出まして、私ども、非常に参考になりました。本日は、皆様方ご参加くださりまして本当にありがとうございました。

また、山本先生には、皆さんにわかりやすくご説明くださり、ありがとうございました。

食品安全委員会の役割には、非常に重要な問題として、科学的なリスク評価とリスクコミュニケーションというものがございしますが、私どもは、非常に大切なのは、食品安全委員会に対して国民の皆様から信頼を得ることだと思っております。消費者の方々が食品に求めている安心というのは、やはり安全という科学的知見と、それを発信する我々の信頼から生まれてくるだろうと思っております。この信頼をより確実にしていくために、我々、実は何事も包み隠さずどんどんお示しして、どんどん質問していただいて、やはり互いに冷静にいろいろ理解しながら、話し合うべきではないかと思っております。

このBSE問題といえますのは、国民の皆様にも、今お聞きしますように、相反する2つの意見があるように思います。私ども食品安全委員会は、人へのリスク評価ということで、やはり人への健康影響がどうなるのかというのが基本でございます。私、今ちょっと見ておきますと、BSEの牛の問題にやや偏っているように思いますし、私どもが大切にしております人への健康影響評価では、先ほどから専門委員が説明されましたように、非常に高度の感染状態であったとしても0.9以下という簡単な試算が一応出されております。

しかし、まだ十二分とは思っておりません。これは「中間とりまとめ」でございますので、今後科学的な定量評価を検討するとともに、いわゆるリスクの低減対策が有効に行われていくかというのを我々も見きわめていくことが、皆様方へ対する責務だと思っております。

ます。

今後、皆様方からいただいたこの意見交換会、あるいは安全ダイヤル、あるいは食品安全モニター様からのご意見等をできるだけ今後の検討に役立たせて、参考とさせていただきたいと思っております。この「中間とりまとめ」の意見交換会は、先ほどから申していただきますように、東京、大阪、名古屋、岡山、一昨日は福岡でしております。今後もBSE問題に限らず、いろんなところでできる限り皆様方と意見交換会をやりまして、各地の方々のご意見をお聞きしていきたいと思っております。そういったご意見は可能な限り実現に向けて検討させていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(6) 閉会

司会 それでは、長いことどうもありがとうございました。またひとつよろしく願いいたします。

最後ですが、アンケートをひとつよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

午後4時24分 閉会